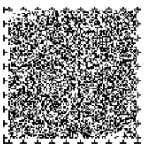
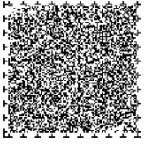


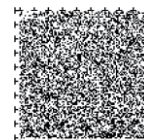
# 調布市教育プラン

令和5年度～令和8年度



調布市教育委員会





## はじめに

「調布市教育プラン」は、平成22年3月に、教育基本法に基づく調布市の教育振興基本計画として策定しました。その後、調布市基本計画と連動した策定・時点修正を行うことで、社会情勢の変化に応じた、調布市における教育施策の総合計画として取組を推進して参りました。

近年では、新型コロナウイルスの影響により、学校や社会教育施設における多くの事業が制約を余儀なくされました。そのような中でも、学校においては、ICT機器を活用した新たな学びの実践に加え、感染症対策を講じたうえで対面・集団での教育活動を可能な限り実践して参りました。また、社会教育施設においては、オンライン講座等の工夫を凝らしながら、市民の皆様の学習活動を支援する取組を進めて参りました。

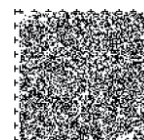
現行プラン策定から4年が経過し、新型コロナウイルス感染症の影響やICT環境の急速な進展等、調布市を取り巻く教育環境は大きく変化しております。持続可能な社会の創り手の育成やGIGAスクール構想を踏まえた学びの充実、コミュニティ・スクールの導入推進や史跡・文化財の保存・活用等、喫緊の課題に対応することが求められております。

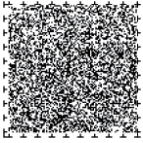
これらの背景を踏まえ、調布市教育委員会では、これまでの取組成果、課題を整理するとともに、国、東京都の教育振興基本計画や調布市の基本計画との整合などを踏まえ、令和5年度から令和8年度までの4年間の取組を計画的に進めるため、ここに「調布市教育プラン」としてとりまとめました。

本プランを策定するにあたり、「調布市教育プラン策定検討委員会」を設置し、検討・協議を重ねるとともに、パブリック・コメントを実施し、貴重な御意見・御提案をいただきました。御協力いただきました委員並びに市民の皆様に心から感謝申し上げます。

今後、本プランで掲げた取組を学校、家庭、地域との連携・協働により実現して参りたいと考えております。市民の皆様には、引き続き調布市の教育への御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

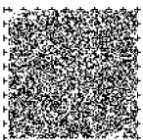
令和5年2月  
調布市教育委員会

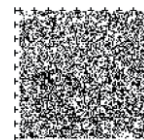




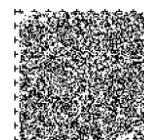
# 目次

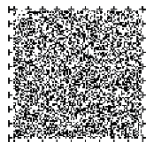
第1章 調布市教育プランの概要.....	2
1 策定の経緯 .....	2
2 策定の視点 .....	2
3 計画期間 .....	3
4 各計画等との関係.....	3
5 調布市教育委員会の基本方針.....	3
第2章 施策の展開.....	4
1 施策の体系図 .....	4
2 各施策について .....	6
施策1 豊かな心の育成.....	6
施策2 確かな学力の育成.....	8
施策3 健やかな体の育成.....	10
施策4 個に応じたきめ細かな支援.....	12
施策5 魅力ある学校づくりの推進.....	14
施策6 安全・安心な学校づくりの推進.....	16
施策7 学校施設整備の推進.....	18
施策8 青少年の育成.....	20
施策9 生涯学習社会への対応.....	22
施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承.....	24





第3章 教育プランの推進にあたって.....	26
1 連携・協力体制 .....	26
2 プランの進行管理.....	27
資料編.....	28
1 調布市教育委員会の教育目標・基本方針.....	28
調布市教育委員会教育目標 .....	28
調布市教育委員会基本方針 .....	29
基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる.....	29
基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する.....	30
基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める.....	31
基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する.....	32
基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する.....	32
2 調布市の教育を取り巻く動向.....	33
3 関連する市の計画等.....	39
4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果.....	43
5 プランの策定経緯.....	44
6 用語解説 .....	48
7 調布市教育プラン策定検討委員会からの報告.....	57





## 第1章 調布市教育プランの概要

### 1 策定の経緯

平成18年12月の教育基本法の改正，国・東京都の教育振興基本計画や，調布市の基本構想・基本計画との整合などを踏まえ，調布市の教育振興基本計画として平成22年3月に「調布市教育プラン」を策定しました。

その後，調布市の基本計画等と整合を図る観点から，教育プランについても同様に，平成25年3月の時点修正，平成27年3月の改定，平成31年2月に策定し，市の教育施策に取り組んできました。今後も市の教育課題に対して計画的に取り組を進めるため，令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする本プランを策定しました。

### 2 策定の視点

これまでの教育プランの取組を踏まえつつ，持続可能な社会の創り手の育成，GIGAスクール構想を踏まえた学びの充実，コミュニティ・スクールの導入推進や史跡・文化財の保存・活用など，調布市の教育環境を取り巻く喫緊の課題に対応するため，以下の視点から策定しました。

#### (1) 体系の整理統合

○新たな調布市教育委員会教育目標・基本方針を踏まえた施策・事業体系の整理・統合

#### (2) 成果指標の設定

○各施策の「ねらい」に対応した「成果指標」を設定

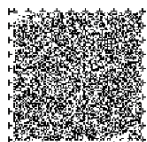
○「児童・生徒の意識」にも着目

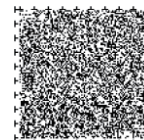
○施策ごとに，成果を把握するための成果指標を設定し，その現状値・目標値を明示  
成果指標は，施策の一つの指標であるため，毎年度実施する「調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価<sup>(P.54)</sup>」においては，成果指標の結果のみならず，施策に連なる主要事業，主な取組の実績等を総合的に評価したうえで実施

また，新型コロナウイルス感染症等の影響により，予定していた事業の中止や内容変更を余儀なくされた場合は，事業中止までの取組状況や代替事業の実施，成果指標においては，現状値からの数値の推移等，施策全体の取組を総合的に評価したうえで実施

#### (3) 関連事業の設定

○複数の施策・事業に関連する取組を「関連事業」として位置付け，連動した取組の推進を目指す





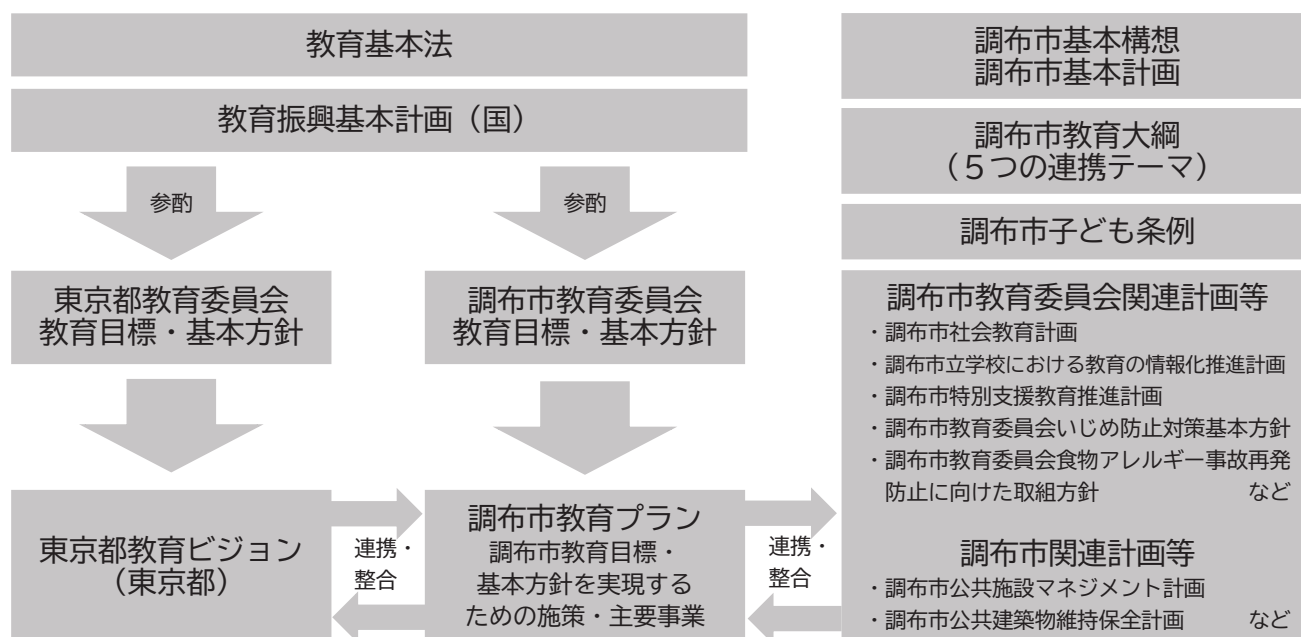
### 3 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とします。

年度 計画等	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
基本構想	新たな調布市基本構想（8年間）							
基本計画	前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）			
教育プラン	教育プラン（令和5～令和8年度）				教育プラン（令和9～令和12年度）			
市長任期								
教育大綱	教育大綱（令和5～令和8年度）				教育大綱（令和9～令和12年度）			

### 4 各計画等との関係

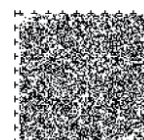
本プランは教育基本法第17条第2項の規定に基づき、調布市教育委員会が定める教育振興基本計画です。国や東京都の関連計画の内容を参酌するとともに、調布市の各種計画等と整合を図りながら教育施策を推進していきます。

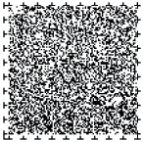


### 5 調布市教育委員会の基本方針

調布市教育委員会は、教育目標<sup>(P.28)</sup>の実現に向け、以下の5つの基本方針及び調布市教育プランに基づき、総合的な教育施策を推進します。

- 基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる<sup>(P.29)</sup>
- 基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する<sup>(P.30,31)</sup>
- 基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める<sup>(P.31)</sup>
- 基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する<sup>(P.32)</sup>
- 基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する<sup>(P.32)</sup>





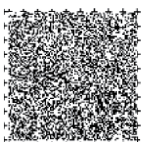
## 第2章 施策の展開

### 1 施策の体系図

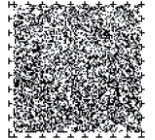
教育目標を実現するための5つの基本方針を踏まえ、10の施策、34の主要事業を展開します。



(※1) 全国学力・学習状況調査 (※2) 全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値



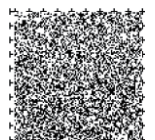


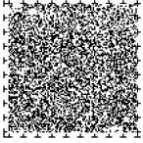


施策1から7までは学校教育分野、施策8から10までは社会教育分野に関する施策となっています。

プラン		成果指標・目標値
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合（※1）	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	全国学力・学習状況調査（国語・算数（数学））における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数  「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合（※2）	小学校 7pt 中学校 7pt  小学校 90.0% 中学校 90.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課、指導室】	東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較  体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合（※3）	東京都の平均値を上回る （小学校・中学校） 小学校（男・女） 75.0% 中学校（男・女） 70.0%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室】	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	小学校 100% 中学校 100%
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室、学務課】 【指導室、学務課】 【指導室、学務課、教育総務課】	コミュニティ・スクールの導入校数	28校 （市立小・中学校全校）
【学務課、指導室】 【教育総務課、指導室】 【学務課、社会教育課、教育総務課、指導室】	調布市防災教育の日の参加者数	30,000人
【教育総務課】 【教育総務課】 【教育総務課】	耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100%（102/102棟） 外壁 100%（102/102棟） 受変電設備 100%（28/28棟）
【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】	リーダー養成講習会（ジュニアリーダー講習会、シニアリーダー講習会、レクリエーション講習会）の参加者数及びジュニアサブリーダー講習会の修了証授与者数	360人
【社会教育課、公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】	社会教育施設（図書館・公民館）の満足度（※4）	図書館 85.0% 公民館 80.0%
【郷土博物館】 【郷土博物館、図書館】	郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数（実篤公園利用者を含む）	55,000人

（※3）全国体力・運動能力、運動習慣等調査（※4）調布市民意識調査





## 2 各施策について

### 施策1 豊かな心の育成

対応する  
教育委員会  
基本方針

1, 2

※P.29, 30, 31参照

#### (1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《令和4年度実績》 小学校 95.6% 中学校 95.6%	小学校 100% 中学校 100%

#### (2) 施策のねらい

一人一人の個性を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

#### (3) 背景

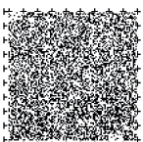
- これからの学校には、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。
- 令和元年度には全国のいじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても同様の結果となりました。令和2年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針<sup>(P.53)</sup>」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響やICTの急速な進化により、インターネットやテレビを介して感覚的に学ぶ「間接体験」やシミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」の機会が急増しました。一方で、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成には、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」の機会の確保が重要とされています。

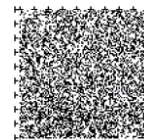


命の授業（調布市防災教育の日）



中学生職場体験





## (4) 主要事業

### 1 命を大切にする教育の推進

**【指導室】**

自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

### 2 人権教育の推進

**【指導室】**

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育<sup>(P.50)</sup>を推進します。

### 3 いじめの防止と対応

**【指導室】****《関連事業》18 教職員の指導力・人権意識の向上****【指導室】**

いじめ、虐待については、スクールカウンセラー<sup>(P.52)</sup>の活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

### 4 道徳教育の推進

**【指導室】**

物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。

### 5 体験活動の推進

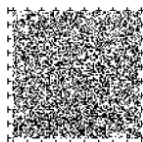
**【指導室】**

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、体験活動を、感染症対策を講じながら可能な限り実施することで集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

## (5) 主な取組

- 「命」の授業<sup>(P.48)</sup>及び「いのちと心の教育」月間<sup>(P.48)</sup>の取組等、児童・生徒が主体的に考える取組の推進
- 児童・生徒に対する普通救命講習<sup>(P.55)</sup>、教員に対する上級救命講習<sup>(P.51)</sup>の実施
- 人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進
- 調布市立学校「人権週間」を通じたいじめの未然防止の取組
- 東京都道徳教育教材集の活用等による主体的に考え、議論する授業の実践や、道徳授業地区公開講座の実施による保護者・地域への啓発等を通じた道徳教育の充実
- 自尊感情測定尺度（東京都版）<sup>(P.50)</sup>における評価シートを活用した教育活動の実施
- 学校行事等における他者とのかかわり合いを通じて、お互いのよさや違いを認め合う取組や成功体験・達成感を伴う取組の充実による自尊感情の向上
- 宿泊を伴う体験学習、中学生職場体験等による人間性・生きる力の基盤の育成
- 自然体験活動その他活動を通じて、生きる力の育成を図るとともに、持続可能な社会の担い手としての意識の醸成





## 施策2 確かな学力の育成

対応する  
教育委員会  
基本方針

2

※P.30,31参照

### (1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査(国語・算数(数学))における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数	《令和4年度実績》 小学校 4pt 中学校 5pt	小学校 7pt 中学校 7pt
「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値	《令和4年度実績》 小学校 77.1% 中学校 77.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

### (2) 施策のねらい

学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力を育成します。

### (3) 背景

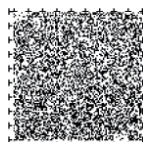
- 平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を重視することとされ、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。
- 令和3年1月に中央教育審議会における答申において、Society 5.0時代<sup>(P.52)</sup>、先行きが不透明で予測困難な時代に対応するため、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性が示されました。指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じ、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いGIGAスクール構想が前倒しで進められ、児童・生徒1人1台端末が早期実現し、調布市においても、教育活動の様々な場面での利活用を推進するほか、夏季休業期間延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」のひとつとして位置づけられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

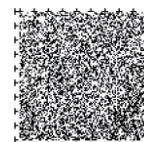
### (4) 主要事業

#### 6 基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 【指導室】 《関連事業》16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 【指導室】

学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋がります。



**7 ICT環境の整備・活用と情報教育の推進****【指導室】**

ICT環境の整備・充実によりICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒1人1台端末を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、ICTの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。

スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

**8 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組****【指導室】**

《関連事業》10 体力向上への支援

**【指導室】**

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の5つの資質<sup>(P.49)</sup>を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。

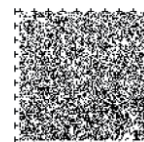
また、外国語指導助手(ALT)を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

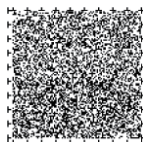
**9 学校図書館の活用推進****【指導室】**

各学校に配置している学校司書による図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス<sup>(P.56)</sup>、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

**(5) 主な取組**

- 小学校高学年への教科担任制導入への対応や、少人数指導講師を活用した少人数・習熟度別指導による個に応じた指導の充実を通じた確かな学力の育成
- 小中連携による中1ギャップへの対応や、幼・保・小連携による小1プロブレムへの対応
- 地域学校協働本部<sup>(P.53)</sup>による学習活動支援の充実
- 外国にルーツを持つ子ども<sup>(P.49)</sup>などを対象とした日本語指導教室の実施、日本語指導臨時講師の学校への派遣等による日本語指導の充実
- インターネット環境の高速・最適化、デジタル教科書、CBT<sup>(P.50)</sup>等、児童・生徒1人1台端末の効果的な活用に向けたICT環境の計画的な整備・活用
- ICT支援員による研修、各学校の好事例の共有等による教員のICT機器活用能力の向上
- インターネット等を用いた情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成
- 外国語指導助手(ALT)の活用等による「使える英語」を習得する意欲の醸成や小中連携の視点も踏まえた実践的教育の推進
- 国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成
- 異文化の理解、障害者に対する理解の促進等による多様な社会で主体的に行動できるグローバルな人材の育成
- 学校2020レガシーとして学習指導要領の趣旨である共生社会の実現に向け「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」を重点に5つの資質を持続可能な形で育成
- 学校図書館を活用した読書、学習活動の推進、学校図書館支援センター機能の活用



**施策3 健やかな体の育成**対応する  
教育委員会  
基本方針**2**

※P.30,31参照

**(1) 成果指標**

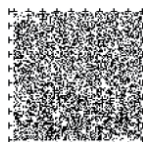
成果指標	現状値	目標値
東京都「児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較	《令和4年度実績》 小学校 ▲3.7pt 中学校 1.8pt	東京都の平均値を上回る (小学校・中学校)
体育の授業における, 体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国体力・運動能力, 運動習慣等調査	《令和4年度実績》 小学校 男69.8% 女62.5% 中学校 男61.3% 女56.9%	小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0%

**(2) 施策のねらい**

健康の保持増進, 体力の向上や食育<sup>(P.51)</sup>の取組に加え, 規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて, 健やかな体を育成します。

**(3) 背景**

- 「よく食べ, よく動き, よく眠る」(調和の取れた食事, 適切な運動, 十分な休養・睡眠)という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け, 子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り, 育て, 働きかけていくことが必要とされています。
- 子どもの時期に活発な身体活動を行うことは, 成長・発達に必要な体力を高めることはもとより, 運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い, 病気から身体を守る体力を強化し, より健康な状態を作っていくことにつながるため, 学校における体育活動を通じて, スポーツの楽しさに気づくことも, 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。また, 体力は, 人間のあらゆる活動の源であり, 健康な生活を営む上で重要であることに加え, 物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており, 人間の健全な発達・成長を支え, より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。  
令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査における調布市の結果は, 各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて, 新型コロナウイルス感染症の影響もあり, 日頃の学校教育の中でも, 体力の低下や怪我が増加傾向にあるため, 体育の授業改善のみならず, 体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに, 楽しさを実感し, 運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承していくこと等を見据えて, 東京都教育委員会は令和4年3月に東京の子どもたちが楽しみながら運動やスポーツに参画し, 体力を高めることを目的とした, 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定しました。調布市は, 具体的な取組の一つであるTokyoスポーツライフ推進指定地区<sup>(P.54)</sup>に令和4年度の指定を受けており, 地域や関係機関と連携しながら, 児童・生徒の体力向上や教員の指導力向上に向けた取組を推進することが重要となります。





## (4) 主要事業

### 10 体力向上への支援

【指導室】

《関連事業》 8 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組

【指導室】

16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進

【指導室】

全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む。）の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、T o k y oスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

また、地域学校協働本部<sup>(P.53)</sup>の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。

### 11 食育の推進

【学務課、指導室】

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童・生徒の食育を推進します。

## (5) 主な取組

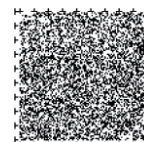
- 日常の体育授業等における運動機会の確保や体力向上を図るための授業改善の推進
- プロアスリートによる体験教室や教員研修の実施等、体力・運動能力の向上に関する取組推進
- 体力向上検討委員会を活用した、教育活動における体力向上の実現
- 小・中学校全校での食に関する指導計画作成に基づく、食育指導の推進
- 学校給食への地場農産物の活用推進
- タブレット等を活用したデジタル化に対応した食育の推進
- 食育推進事業（親子料理教室、食育講演会等）の実施
- 調布市学校給食運営協議会と連携した食育の推進

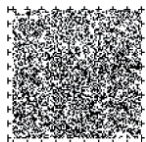


プロアスリートによる体験教室  
(ジュニア陸上体験教室)



親子料理教室





## 施策4 個に応じたきめ細かな支援

対応する  
教育委員会  
基本方針

2

※P.30,31参照

### (1) 成果指標

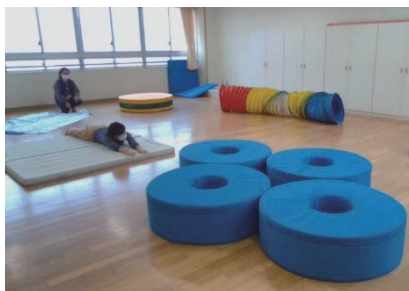
成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター <sup>(P.52)</sup> 等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画 <sup>(P.50)</sup> の作成率	《令和4年度実績》 小学校 88.9% 中学校 69.0%	小学校 100% 中学校 100%

### (2) 施策のねらい

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

### (3) 背景

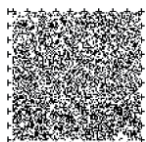
- 共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。
- 調布市では、小学生を対象とした適応指導教室<sup>(P.53)</sup>「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」<sup>(P.52)</sup>を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行ってききましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、中学生を対象とした適応指導教室の整備充実などが求められています。
- 被虐待児や家庭内で年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーなど、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、必要な支援につなげることが求められています。



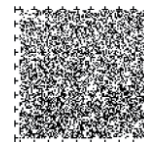
小学校校内通級教室  
小集団指導場面



中学校特別支援学級  
理科授業場面







## (4) 主要事業

### 1.2 特別支援教育の推進

**【指導室】**

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。

### 1.3 不登校児童・生徒への支援

**【指導室】**

児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

### 1.4 個に応じたきめ細かな教育相談の充実

**【指導室】**

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。

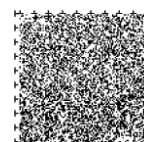
### 1.5 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援

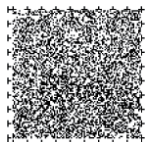
**【指導室、学務課】****《関連事業》1.8 教職員の指導力・人権意識の向上****【指導室】**

経済的に困難な家庭に対し就学援助制度<sup>(P.51)</sup>等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー<sup>(P.52)</sup>・スクールソーシャルワーカー<sup>(P.52)</sup>による支援体制の充実などに努めます。

## (5) 主な取組

- 第2期「調布市特別支援教育推進計画」に基づく取組の推進
- 自己存在感や充実感等が感じられる「居場所づくり」や、主体的に取り組む協働的な活動を通じた「絆づくり」の充実など、不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりの推進
- 適応指導教室「太陽の子」及び分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の円滑な運営や、不登校生徒を対象とした中学校における適応指導教室の設置検討
- 不登校児童生徒支援プロジェクト SWITCH<sup>(P.55)</sup>、メンタルフレンド<sup>(P.55)</sup>、テラコヤ・スイッチ<sup>(P.54)</sup>、学校に行きづらい子どもの保護者の集いの実施等、大学との連携事業や、訪問型支援事業等による不登校児童・生徒に対する支援の充実
- 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」<sup>(P.51)</sup>や東京都教育委員会「ふれあい月間」<sup>(P.55)</sup>のアンケート調査等を通じた実態把握と傾向分析
- 教育相談の充実と関係機関との連携
- 「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク<sup>(P.53)</sup>」における市の関係部署、その他関係機関・団体との連携
- スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接実施
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる様々な家庭環境にある児童・生徒への支援体制の充実
- 就学援助制度の周知、適切な運用に基づく支援の継続



**施策5 魅力ある学校づくりの推進**対応する  
教育委員会  
基本方針**3**

※P.31参照

**(1) 成果指標**

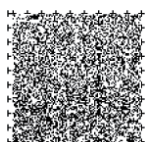
成果指標	現状値	目標値
コミュニティ・スクールの導入校数	《令和4年度実績》 未設置	28校 (市立小・中学校全校)

**(2) 施策のねらい**

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

**(3) 背景**

- 急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化しています。そうした状況の中で、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が必要とされています。調布市では、令和3年度に地域学校協働本部<sup>(P.53)</sup>の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働の観点から地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)<sup>(P.50)</sup>の導入が必要とされています。
- 教育活動の直接の担い手である教員は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童・生徒一人一人の状況を捉え、他の教員や関係機関と連携しつつ、個に応じた指導を実践する指導力が求められています。また、豊かな人間性や人権意識を備えるとともに、学校・教職の意義や社会的役割・服务等を理解しつつ、保護者・地域住民等との協働関係を構築する資質・能力が求められているため、研修の充実等を通じた、教員の指導力、資質・能力の向上に向けた取組が重要となっています。
- 近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、調布市では「調布市立学校における働き方改革プラン(平成31年1月)」を策定し、校務支援システム、出退勤システムの導入・活用、副校長補佐の配置などの人的支援等、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員業務の見直し、人員体制の確保等の働き方改革を進めることで、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組む必要があります。





#### (4) 主要事業

##### 16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進【指導室】

《関連事業》 6 基礎的知識・技能・学習満足度の向上，学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進【指導室】  
10 体力向上への支援【指導室】

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し，地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより，保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題，目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により，持続可能な仕組みを構築し，学校教育活動の充実，活性化を図ります。

##### 17 特色ある教育活動の推進【指導室，学務課】

農業体験，環境美化活動など，市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また，児童が自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制<sup>(P.53)</sup>を通じて，それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。

##### 18 教職員の指導力・人権意識の向上【指導室】

《関連事業》 3 いじめの防止と対応【指導室】  
15 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援【指導室，学務課】

経験年数，教科別・課題別の研修や，校内におけるOJT研修，教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え，東京教師道場<sup>(P.54)</sup>等の外部研修による教員の指導力，資質・能力の向上を図ります。

また，教員の人権意識のさらなる向上を図るため，いじめや体罰，不適切な指導・暴言等の根絶，経済的に困難な家庭やヤングケアラーの問題，外国にルーツを持つ子ども<sup>(P.49)</sup>，LGBTQ<sup>(P.48)</sup>等，多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。

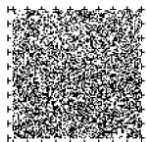
##### 19 学校における働き方改革の推進【指導室，学務課，教育総務課】

令和5年度からの「調布市立学校における働き方改革プラン<sup>(P.53)</sup>」に則り，教員が担うべき業務に専念できる環境の確保，教員の意識改革，学校を支える人人体制の確保，部活動の負担軽減，教員の健康を保持するための取組等を通じて，学校教育の質の維持向上，魅力ある学校づくりにつなげていきます。

#### (5) 主な取組

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の計画的な導入
- コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進に向けた支援
- 特色ある学校づくり推進交付金や市内の教育資源を活用した特色ある教育活動の充実
- 中学校学校選択制の実施等を通じた特色ある学校づくりの推進
- 学習指導要領に対応した「授業改善推進プラン<sup>(P.51)</sup>」に基づく取組の推進
- 学校，教育経営研究室，指導主事の連携による研修，指導の推進
- 教員の指導力・人権意識の向上，サービス事故防止，体罰防止や不適切な指導・暴言等に関する研修の実施
- 「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組の推進



**施策6 安全・安心な学校づくりの推進**対応する  
教育委員会  
基本方針**3, 4**  
※P.31, 32参照**(1) 成果指標**

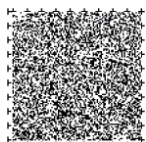
成果指標	現状値	目標値
調布市防災教育の日の参加者数	《令和4年度実績》 17,811人	30,000人

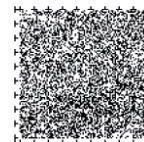
**(2) 施策のねらい**

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

**(3) 背景**

- 平成24年12月、調布市立学校において、食物アレルギー<sup>(P.51)</sup>による児童死亡事故が発生しました。事故を二度と起こさないために「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針(平成25年11月策定)」や同方針の重点的取組に掲げた「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル(令和4年3月改訂)」に基づく、事故防止と緊急対応を柱とする再発防止に向けた取組を継続するとともに、事故から10年となる令和4年12月に発行した「調布市立学校における食物アレルギー対策10年のあゆみ」を踏まえ、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進する必要があります。
- 近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。児童・生徒が主体性をもってこれらの事件・事故、災害等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。また、児童ポルノ事件の検挙件数やSNSに起因する強制わいせつ事件等が年々増加し、子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加しています。子どもを性犯罪等の当事者にならないための安全教育の推進が必要とされています。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児<sup>(P.48)</sup>の日常生活及び社会生活を社会全体で支援することとされました。国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児が医療的ケア児ではない他の児童・生徒と共に教育を受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことなどが求められています。
- 調布市では「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」を策定し、各教科の指導内容に応じた感染症対策に加え、児童・生徒の心身の状況の把握、心のケア、感染者に対する偏見や差別への対応等に取り組んできました。また、各学校からの要望を踏まえ、消毒液、非接触型体温計、サーキュレーターなどの保健衛生用品の購入等を通じて、学校における感染症対策の取組を支援してきました。国の動向を注視しながら、引き続き、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、学校運営を継続していく必要があります。





## (4) 主要事業

### 20 食物アレルギー対策の推進

【学務課，指導室】

食物アレルギーのある児童・生徒へ，医師の診断や給食施設の状況等により，対応可能な範囲で給食を提供します。また，給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに，各種研修・訓練を継続し，保護者への啓発や教職員の意識・知識・技能の向上に努めながら，事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。

### 21 安全教育の推進

【教育総務課，指導室】

調布市防災教育の日<sup>(P.53)</sup>における，避難訓練や引き渡し訓練，避難所開設訓練等を通じて，児童・生徒の自助・共助意識を養い，自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。

セーフティ教室<sup>(P.52)</sup>の実施や「学校危機管理マニュアル<sup>(P.49)</sup>」の活用等を通して，安全確保のために必要な事項を実践的に理解し，進んで安全で安心な社会づくりに参加し，貢献できるような資質や能力を育成します。また，児童・生徒が性暴力等の加害者，被害者，傍観者にならないよう，性暴力の根底にある誤った認識や行動，性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で，自分や相手，一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育<sup>(P.48)</sup>」の取組を推進します。

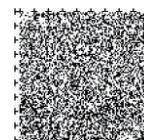
### 22 児童・生徒の安全確保の推進 【学務課，社会教育課，教育総務課，指導室】

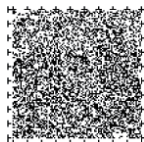
通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施，通学路標示板の更新，通学路マップの作成配布による啓発，児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに，危機から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど，保護者・地域と連携した安全対策を図ります。

また，「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス<sup>(P.50)</sup>対策や，学校における感染症対策等の取組を継続するとともに，医療的ケア児が学校において，安全に教育が受けられるよう，人的支援や教員への研修等，支援体制を整備します。

## (5) 主な取組

- 東京慈恵会医科大学附属第三病院とのアレルギー対応ホットライン<sup>(P.48)</sup>の運用や関係機関との連携による正しい知識・技術の習得
- アレルギー対応専用調理室の設置等，計画的な整備の推進
- 調布市医師会，アレルギー専門医等との連携による管理指導表の分析・検討等
- 校内用携帯電話等を活用した，緊急時における連絡手段・体制の継続
- 「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」等による安全教育・指導の推進
- 「生命（いのち）の安全教育」の取組推進
- 通学路に設置した防犯カメラの適切な維持・管理，通学路の合同点検の実施等
- 「こどもの家」の普及啓発の推進
- 「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づく，シックハウス対策の実施
- 「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に基づいた感染症対策の実施
- 看護師の配置の人的支援や教員の研修等による医療的ケア児への支援体制の整備





## 施策7 学校施設整備の推進

対応する  
教育委員会  
基本方針

4

※P.32参照

### (1) 成果指標

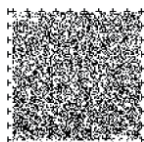
成果指標	現状値	目標値
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	《令和3年度実績》	
	屋上防水 100%	屋上防水 100%(102/102棟)
	外壁 100%	外壁 100%(102/102棟)
	受変電設備 100%	受変電設備 100%(28/28棟)

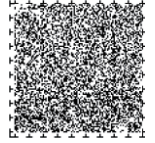
### (2) 施策のねらい

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備を推進します。

### (3) 背景

- 児童・生徒にとって安全で安心な教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策として、「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。また、快適な教育環境を整備するため、調布市では、校舎内の教室への空調整備の完了に続き、令和3年度に小・中学校における体育館への空調整備が完了しました。引き続き空調設備の維持・管理に努める必要があります。
- 令和3年3月に改正義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が可決されたことを受け、令和7年度までに小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げられます。調布市では、児童数が令和6年度まで増加する見込みであり、学校によってはその後も増加傾向にあることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備を推進していく必要があります。
- 校舎・体育館等の学校施設は、児童・生徒が安全に学校生活を送る場となるだけでなく、発災時において、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、避難所機能としての整備を推進していく必要があります。
- 令和2年10月、政府は脱炭素化社会を目指し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル<sup>(P.49)</sup>を目指すことを宣言しました。調布市においても令和3年4月に、国・東京都、市民や事業者と協働して地域温暖化対策の取組を推進し、ゼロカーボンシティ<sup>(P.52)</sup>を目指すこととしており、学校施設についても環境に配慮した計画的な整備が求められています。





## (4) 主要事業

### 2.3 学校施設の更新

【教育総務課】

構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、中・長期的な視点に立ち、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との施設複合化を視野に入れた、校舎建替等の検討を進めます。

また、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上等の高断熱化のほかLED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設の整備の検討を進めます。

### 2.4 不足教室への対応

【教育総務課】

小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。

### 2.5 安全・安心で快適な教育環境の整備

【教育総務課】

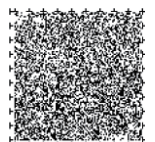
計画的な維持保全により、安全・安心で快適な施設環境を保持するとともに、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。

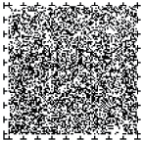
緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確な改修に努めるほか、夏季の暑さ対策・熱中症対策に計画的に取り組み、学校施設の適切な維持管理に努めます。

また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

## (5) 主な取組

- 「調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく取組の推進
- 若葉小学校、第四中学校、図書館若葉分館の一体型施設整備の推進
- 学校施設の建替等、大規模な改修・工事における、ユニバーサル・デザインの観点や、外壁・屋上の高断熱化のほかLED照明導入による省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に向けた、持続可能な教育環境の検討
- 普通教室を整備する改修工事や校舎増築等の不足教室対策の実施
- 「調布市次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくり指導要綱」に基づく教室確保困難通学区域の指定（市長部局との連携）
- 計画的な維持保全改修及び修繕の実施
- 校舎・体育館の空調設備、トイレ等の学校施設の適切な維持管理や、夏季の暑さ対策・熱中症対策等、安全・安心で快適な教育環境の整備
- 校舎内のバリアフリー対応の充実等、避難所機能の充実





施策8 青少年の育成

対応する  
教育委員会  
基本方針

5

※P.32参照

(1) 成果指標

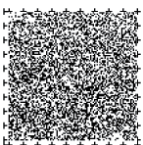
成果指標	現状値	目標値
リーダー養成講習会(ジュニアリーダー講習会 <sup>(P.51)</sup> 、シニアリーダー講習会 <sup>(P.51)</sup> 、レクリエーション講習会 <sup>(P.56)</sup> )の参加者数及びジュニアサブリーダー講習会の <sup>(P.51)</sup> 修了証授与者数	《令和3年度実績》 143人	360人

(2) 施策のねらい

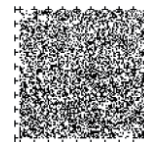
地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけることで、青少年の健全な育成を推進します。

(3) 背景

- 子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。
- 調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー養成講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー養成講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。
- 変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していくことが求められています。また、子ども・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく意識の養成にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要です。







## (4) 主要事業

### 26 家庭教育への支援

【社会教育課】

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言、情報提供や助成等の支援を行います。

また、家庭教育や青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図ります。

### 27 地域で活躍できる人材の養成

【社会教育課】

青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。

### 28 青少年交流・体験事業の推進

【社会教育課】

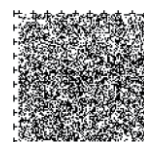
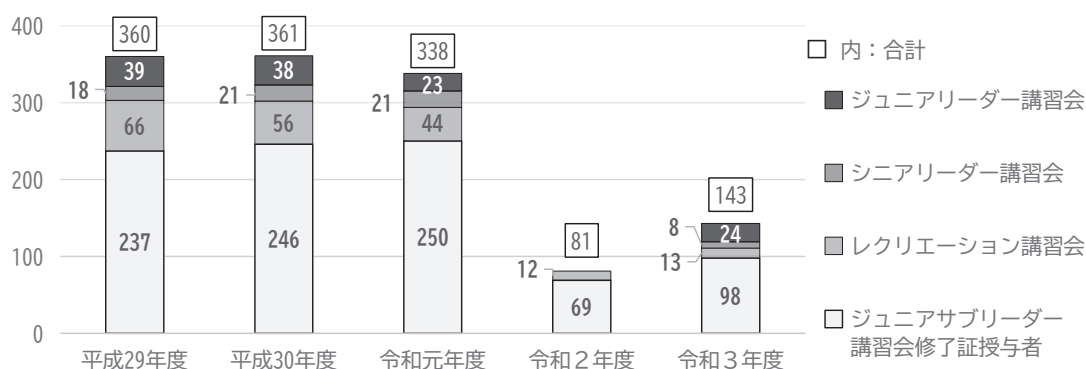
青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供します。

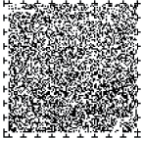
また、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

## (5) 主な取組

- 家庭教育セミナーに対する助成等の実施
- 社会教育情報紙「コラボ」の発行
- ジュニアリーダー講習会（中学生対象）・シニアリーダー講習会（高校生学齢対象）・レクリエーション講習会（高校生学齢以上対象）の実施
- ジュニアサブリーダー講習会（小学生対象）の支援
- 調布っ子“夢”発表会の実施と、子どもたちが発表の成果を感じられるような取組の検討
- 八ヶ岳少年自然の家<sup>(P.55)</sup>、青少年交流館<sup>(P.52)</sup>の維持管理・運営
- 二十歳のつどいの実施

リーダー養成講習会の参加者数及びジュニアリーダー講習会の修了証授与者数の推移（過去5年間）



**施策9 生涯学習社会への対応**対応する  
教育委員会  
基本方針**5**

※P.32参照

**(1) 成果指標**

成果指標	現状値	目標値
社会教育施設(図書館・公民館) の満足度 ※調布市民意識調査	《令和4年度実績》 図書館 80.7% 公民館 74.4%	図書館 85.0% 公民館 80.0%

**(2) 施策のねらい**

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、「学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち」の実現に向け、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

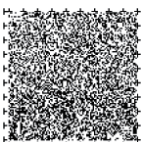
**(3) 背景**

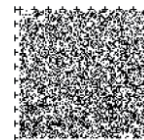
- 市民生活や社会情勢の変化による地域課題の複雑化、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。また、Society 5.0時代<sup>(P.52)</sup>に向けて新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になり、「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせで学びが更に豊かなものになるような取り組みが求められています。
- 公民館、図書館等の社会教育施設については、地域活性化・まちづくりの拠点等の役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体等、様々な主体がそれぞれの立場から積極的に取り組むことが必要です。
- 公民館、図書館等の社会教育施設を中心に、多様な利用者層・ニーズに応じた市民の生きがいをつくり、世代間を超えた交流等を通じて地域で共生していくための拠点としての機能を充実させるとともに、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

**(4) 主要事業****29 市民、社会教育関係団体等の活動への支援****【社会教育課、公民館】**

社会教育課では、社会教育関係登録団体や学習グループの活動に対する支援を行うとともに、学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図ります。

公民館では、良好な学習環境を構築しながら、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、組織化に向けた支援を継続することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。



**30 障害のある方の社会体験活動への支援****【社会教育課】**

障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある方への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。

**31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる  
公民館活動の推進****【公民館】**

公民館において、地域の学習拠点として学習する機会や交流の場を提供するほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施や市内近隣学校との連携等による地域資源の活用により、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。

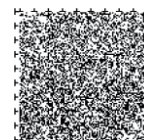
**32 市民の読書・調査活動への支援****【図書館】**

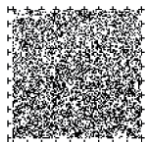
図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、市民の活動を支援します。

「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

**(5) 主な取組**

- 社会教育関係登録団体や学習グループ、公民館登録団体の活動支援、活動成果の発表、還元する機会の提供
- 3公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援
- 学校施設の開放による、スポーツ・文化等、生涯学習の場の提供
- 「遊 i n g <sup>(P.56)</sup>」, 「杉の木青年教室 <sup>(P.52)</sup>」, 「のびのびサークル <sup>(P.54)</sup>」など、障害のある方を対象とした様々な社会体験活動の実施
- 図書館・公民館における、地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施、場の提供
- 子育て支援のための家庭教育、高齢者の健康づくりや生きがい、国際社会や共生社会への理解等、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施
- 学習成果の発表と市内近隣学校を含む地域との交流の場となる地域文化祭の開催
- 市内近隣学校との連携等、地域資源の活用による事業の充実
- 学習及び多様な文化活動に資するための資料の迅速な提供と適切な保存
- レファレンスサービス <sup>(P.56)</sup>, 図書館利用に障害のある人々へのサービス（音訳、点訳、宅配サービス等）の充実
- 図書館収蔵資料のデジタル化、電子書籍、ICタグの導入等、新たな図書館サービスの導入検討
- 「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく取組推進



**施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承**対応する  
教育委員会  
基本方針**5**

※P.32参照

**(1) 成果指標**

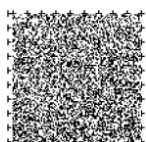
成果指標	現状値	目標値
郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数(実篤公園利用者を含む)	《令和3年度実績》 41,014人	55,000人

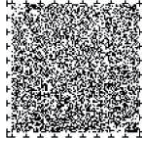
**(2) 施策のねらい**

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

**(3) 背景**

- 調布市には、郷土の歴史や文化、自然、美術に関する様々な資料を収蔵・展示している郷土博物館と、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館の2つの博物館があります。これらの博物館には、収集、保存、調査・研究、展示・普及を軸とした基本機能を発揮し、蓄積された知見を発展的に未来に生かす役割が求められています。
- 調布市には、平成29年9月に国宝指定された深大寺銅造釈迦如来倚像(通称白鳳仏)、国史跡の下布田遺跡<sup>(P.49)</sup>、深大寺城跡<sup>(P.49)</sup>、国登録有形文化財(建造物)である旧武者小路実篤邸や真木家住宅<sup>(P.50)</sup>などの文化財のほか、未指定の貴重な歴史・文化遺産もあり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。また、下布田遺跡は、南関東では数少ない縄文時代晩期の重要な遺跡として評価され、昭和62年5月12日に国指定史跡に指定されました。調布市教育委員会では、平成31年3月に「史跡下布田遺跡保存活用計画」を、令和3年3月に「史跡下布田遺跡整備基本計画」を策定し、国庫補助事業として史跡公園化を推進しています。令和4年度は、史跡整備に市民意見を反映させるため、「下布田遺跡史跡整備市民ワークショップ」を実施したほか、学識経験者、調布市文化財保護審議会委員、地域住民、布田小学校長、市職員で構成する「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」を開催し、基本設計の策定に取り組みました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。また、インターネットを通じた収蔵資料データの公開や普及啓発プログラムの提供等は、集積された資料や蓄積された情報の価値を多くの人々と共有し、博物館が社会的役割を果たす上で、必要かつ有効であることが確認できました。このような社会背景の中で、博物館は、令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」<sup>(P.55)</sup>の趣旨も踏まえながら、新たな役割、事業の展開をより一層推進していく必要があります。





## (4) 主要事業

### 3.3 文化財の保存及び活用

【郷土博物館】

調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開します。また、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である旧武者小路実篤邸や真木家住宅など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。

国史跡下布田遺跡整備事業では、令和9年度中の開園を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全や活用の「担い手づくり（ボランティアの育成）」の取組を進めます。

### 3.4 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

【郷土博物館，図書館】

郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることに繋がっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」、「文化観光<sup>(P.55)</sup>」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう努めます。

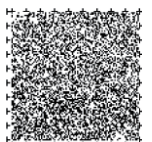
郷土博物館では、郷土の歴史・文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、展示、講座・講演会、見学会等を実施することで、身近な歴史・文化に触れる機会を提供します。また、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。

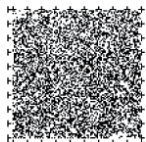
武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供します。

図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。

## (5) 主な取組

- 調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の指定・登録，郷土芸能の保存・継承
- 東京文化財ウィーク<sup>(P.54)</sup>への参画による文化財の公開機会の拡大，講演会等の実施
- 国史跡下布田遺跡整備事業の推進，市民ワークショップを通じた「担い手づくり」の取組
- 国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用
- 深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組
- 多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業の推進
- 収蔵資料データベースの整備・公開，公式YouTubeチャンネルやSNSを活用した情報発信
- 学校教育の学習内容に即した展示や出前授業等，学校と連携した教育普及事業の実施
- 失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成
- 地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進
- 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開
- 実篤記念館情報提供システムのリニューアルと運用
- 実篤公園の整備と，実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討
- 武者小路実篤記念館の維持管理・運営





## 第3章 教育プランの推進にあたって

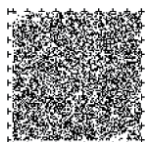
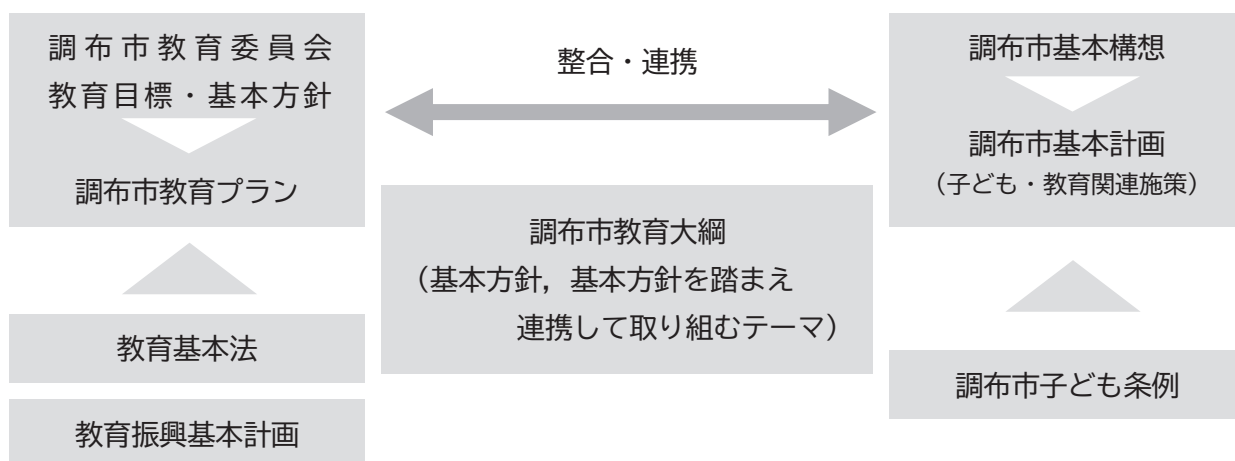
### 1 連携・協力体制

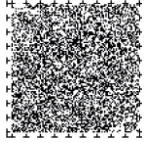
調布市教育プランは、調布市教育委員会が取り組む10の施策・34の主要事業を定めています。

教育に関する施策については、教育委員会と学校、保護者、地域、関係機関が情報共有に努め、連携・協力しながら推進していくことに加え、この間の教育委員会制度改革や調布市教育大綱の内容も踏まえ、市長と教育委員会との連携・協力が求められます。

防災、子育て、福祉、スポーツ、文化、環境など、市長部局と密接に関連する内容については、これまで以上に情報共有と連携・協力を行いながら、取組を着実に推進していきます。

「調布市教育大綱」との連携イメージ



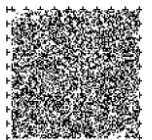


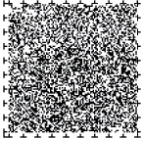
## 2 プランの進行管理

調布市教育プランに掲げる施策・主要事業については、毎年度の取組状況を有識者による点検・評価<sup>(P.54)</sup>を実施し、その結果を市議会へ報告するとともに、公表しています。

このことにより、調布市の教育行政の透明性の確保を図るとともに、施策・主要事業の進行管理を行うことで、次年度以降の取組につなげています。

本プランの進行管理についても、これまでどおり、有識者による点検・評価を実施しながら、取組を着実に推進していきます。





## 資料編

### 1 調布市教育委員会の教育目標・基本方針

#### 調布市教育委員会教育目標

調布市教育委員会は、教育基本法の精神を基盤とした下記の教育目標の実現に向け、施策を展開してまいります。

令和4年12月23日

調布市教育委員会決定

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質・能力を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また、調布市においては、調布市民が、生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む、という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では、このような考え方に立ち、以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

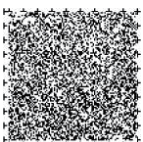
学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
  - 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
  - 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども
- の育成に向けた施策を展開する。

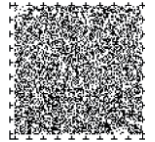
社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
- 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援するなどの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。







## 調布市教育委員会基本方針

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン(令和5～8年度(令和5年2月策定予定))に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び調布市総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

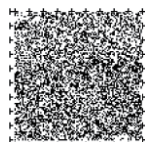
### 基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

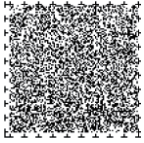
#### 【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 自他の命を大切にできる心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 一人一人の児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手として育成することが求められている。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

#### 【施策の方向性】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないように、人の尊厳を大切にするとともに、互いのよさや違いを認めあう人権教育や心の教育、そして障害、国籍、性別等の多様性を認める共生社会の実現につながる教育などを推進する。
- 知識を得て理解するに留まらず、多様な人々との協働的な学びなどを通じて、様々な社会問題を地域社会や自分事として捉え、実生活や社会の変容につなげる力を育成するとともに、持続可能な社会の創り手としての意識の醸成を図る。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び各学校が定める「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。





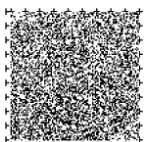
## 基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

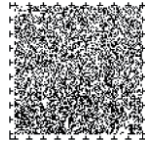
### 【背景】

- 学習指導要領で掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進することが求められている。
- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 指導の個別化等による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」を充実させるとともに、これらの実現に向け、ICT環境の整備・活用と情報教育を推進することが求められている。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことが求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、それぞれの家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっている。
- オリンピック・パラリンピック教育で培った「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質を、「学校2020レガシー」として継承していくことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学び合うことができるよう、児童・生徒一人一人に必要なかつ適切な教育的支援を行うことが求められている。
- 令和4年6月に「こども基本法」が公布され、令和5年4月から施行されます。本法律は、こども家庭庁の設置と相まって、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくための包括的な基本法として、こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体の責務等を定めている。

### 【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。
- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、更なるICT機器の整備・利活用を推進するとともに、教員の指導力向上、授業改善を通じて、児童・生徒の情報活用能力を育成する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
  - 小学生を対象とした適応指導教室「太陽の子」、分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の適切な運営や、訪問型支援事業の実施、中学生を対象とした適応指導教室の環境整備の検討等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の拡充を図り、社会的自立の支援を推進する。





- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- 「学校2020レガシー」の取組等を通じて、体を動かすことの楽しさの実感や運動習慣の定着化を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識、共生社会の実現に向けた意識等の醸成を図る。
- どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する。
- 「こども基本法」の施行を踏まえ、こども施策の策定等に当たっては、対象となる子どもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講じるなど、本法律の趣旨に基づく取組を推進する。

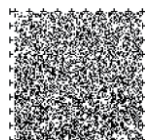
### 基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

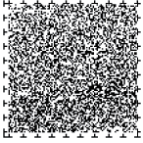
#### 【背景】

- 学校や地域を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、学校・家庭・地域の連携・協働と役割分担により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える持続可能な仕組みを構築することが求められている。
- 学校教育の更なる充実に向けて、教員業務の見直しや教員の意識改革、人員体制の確保、教員の心身の健康保持はもとより、誇りややりがいをもって職務に専念できる環境整備等、学校の働き方改革に取り組む必要がある。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。
- 近年、子どもたちを取り巻くインターネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

#### 【施策の方向性】

- 子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。
- 学校・家庭・地域が学校教育を取り巻く現状と課題、目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組めるよう、コミュニティスクールの計画的な導入と地域学校協働本部との一体的な取組を推進する。
- 「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づく取組を推進し、学校教育の質の維持向上や魅力ある学校づくりの実現に繋げる。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や、実践的な防災訓練の取組を推進する。
- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。





## 基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

### 【背景】

- 教育人口の増減や学級編制標準の引き下げなど、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育の充実など、教育環境の整備が急務となっている。また、学校施設の老朽化への対応については、安全・安心の観点に加え、環境に配慮した計画的な施設改修等の対策が求められている。
- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。
- 学校における感染症対策を通じて、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、医療的ケア児など全ての児童・生徒が安全・安心に教育が受けられるよう、必要な支援が求められている。

### 【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。
- 「調布市学校施設整備方針」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。また、施設の建て替えなどに当たっては、ユニバーサルデザインの観点に加え、省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な教育環境を目指した学校施設整備を検討する。
- 感染状況に応じた対策を講じるとともに、医療的ケア児など全ての児童・生徒が安全・安心に教育を受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備する。

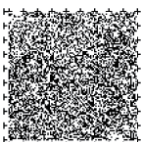
## 基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

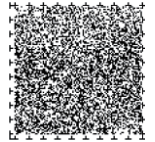
### 【背景】

- 人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

### 【施策の方向性】

- 地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。
- 市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。



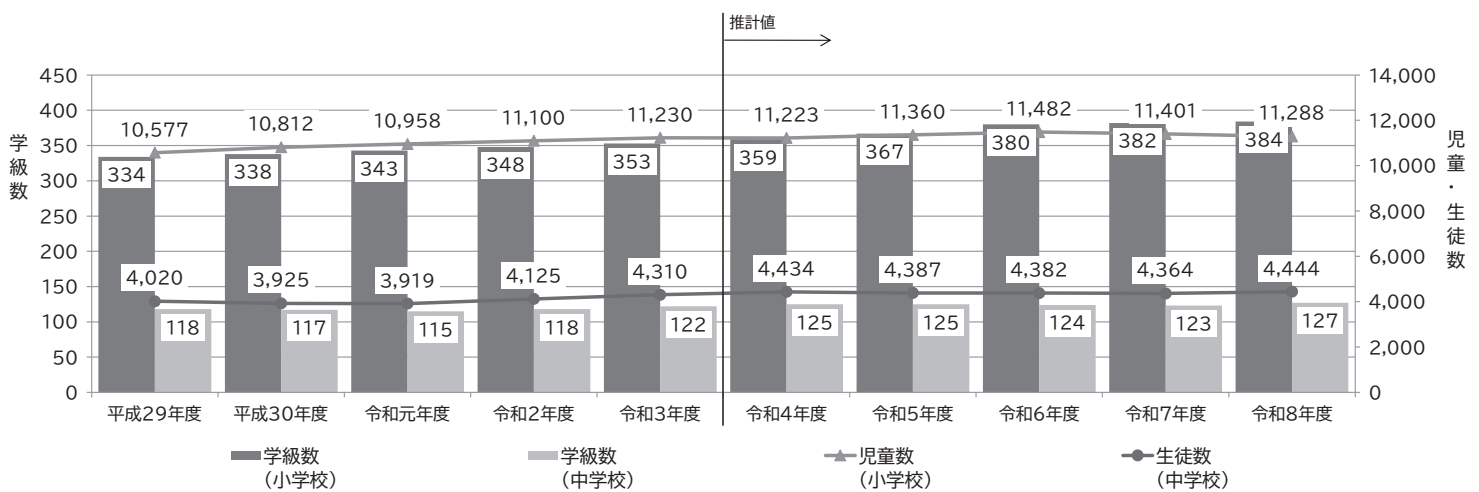


## 2 調布市の教育を取り巻く動向

### (1) 児童・生徒数，学級数の推移

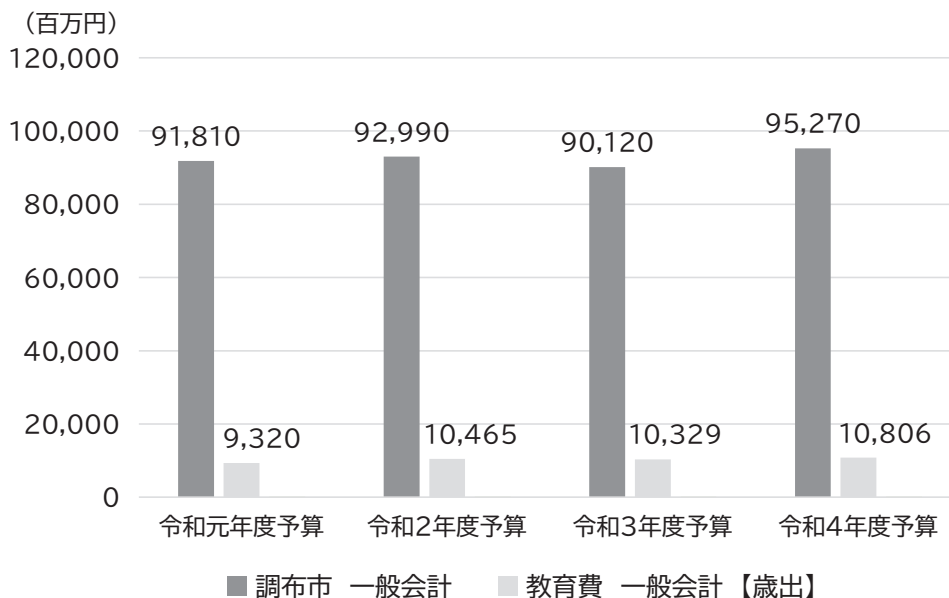
日本全体では、2030年にかけて20代・30代の若い世代が約2割減少するとされており、65歳以上の人口が国の総人口の3割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

調布市では児童数は令和6年度に、生徒数は令和8年度にピークを迎えることが見込まれています。



### (2) 市の教育費の推移 (令和元～令和4年度 歳出予算)

近年では、不足教室対策としての校舎の増築，老朽化対策，空調設備の整備による工事費や児童・生徒一人一台のモバイル端末の貸与等のICT機器の整備費など，年度による増減はありますが，一般会計における教育費の割合は近年10～11%で推移しています。教育費は近年では，民生費に次いで高い構成比率となっています。



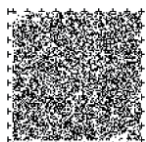
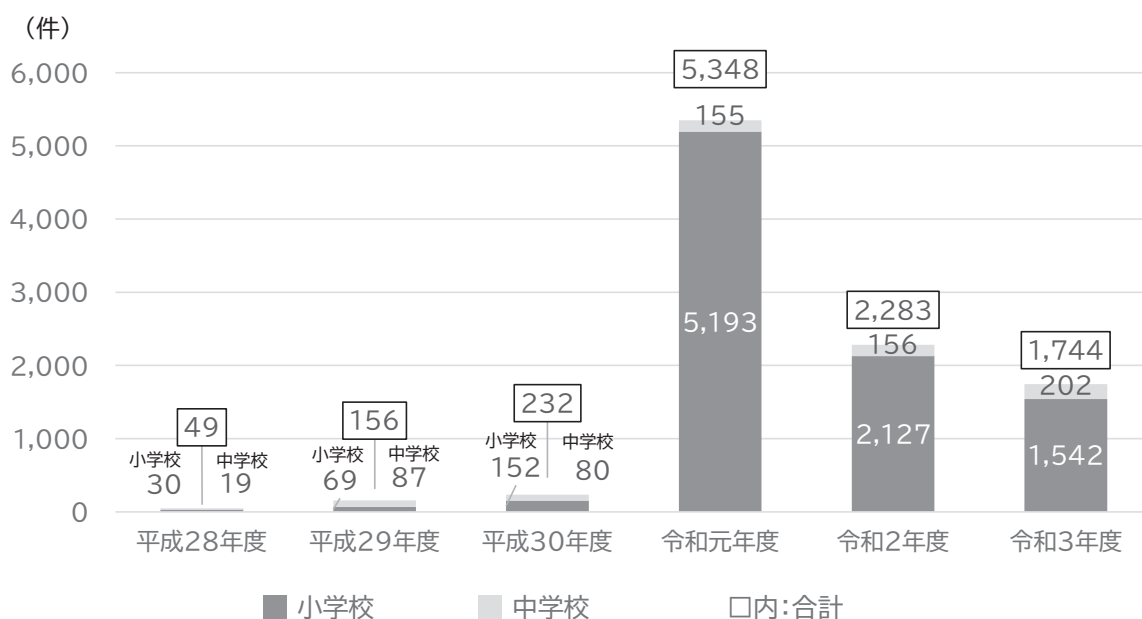
出典：調布市「一般会計歳入歳出予算」

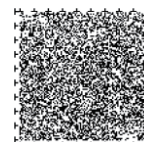


### (3) いじめの認知件数（関連施策▶施策1）

スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接や各小・中学校で実施している東京都教育委員会のふれあい月間（いじめ防止強化月間）に合わせた児童・生徒対象のアンケート調査を継続して実施するなど、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の観点に立った取組を実施してきた結果、近年ではいじめの認知件数が減少傾向でした。

しかしながら、平成29年度の調査においては、国、東京都からの通知を踏まえ、「児童・生徒が心身に苦痛を感じているかどうかに鑑み、どんなことでも見逃さない」といった観点から、積極的認知を行った結果、件数が増加しました。また、令和元年度においては、各小・中学校の「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知を徹底したことにより、件数が大幅に増加しました。令和2年度以降は減少傾向にあります。全件の内容を教育委員会において把握し、重大事案につながらないように、学校や関係機関と連携した対応を行っています。





#### (4) 児童・生徒の学力向上を図るための調査（関連施策▶施策2）

調布市の児童・生徒の学力を東京都の平均と比較してみると、小学生では4ポイント上回っており、中学生では5ポイント上回っています。

平均正答率：%

科目	小学校			中学校		
	都	市	市-都	都	市	市-都
国語	69	70	1	70	72	2
算数 (数学)	67	70	3	54	57	3
計	136	140	4	124	129	5

出典：令和4年度全国学力・学習状況調査

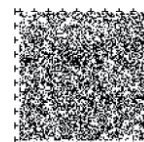
#### (5) 児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査（関連施策▶施策3）

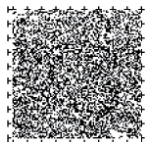
調布市の児童・生徒の体力・運動能力等の体力合計点を東京都の平均と比較してみると、小学生では3.7ポイント下回っており、中学生では1.8ポイント上回っています。

体力合計点

男女・学年		都	市	市-都
男	小	1	29.4	28.7 ▲ 0.7
		2	36.4	35.8 ▲ 0.6
		3	42.1	41.6 ▲ 0.5
		4	47.7	47.2 ▲ 0.5
		5	53.1	53.5 0.4
		6	58.9	59.5 0.6
	中	1	32.7	32.4 ▲ 0.3
		2	40.5	41.2 0.7
		3	47.2	47.1 ▲ 0.1
女	小	1	29.2	28.3 ▲ 0.9
		2	36.6	35.5 ▲ 1.1
		3	42.7	42.2 ▲ 0.5
		4	48.7	48.2 ▲ 0.5
		5	54.7	55.1 0.4
		6	59.6	59.8 0.2
	中	1	42.3	42.7 0.4
		2	46.9	47.8 0.9
		3	49.8	50.0 0.2
小学校合計		539.1	535.4 ▲ 3.7	
中学校合計		259.4	261.2 1.8	

出典：令和4年度東京都児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査



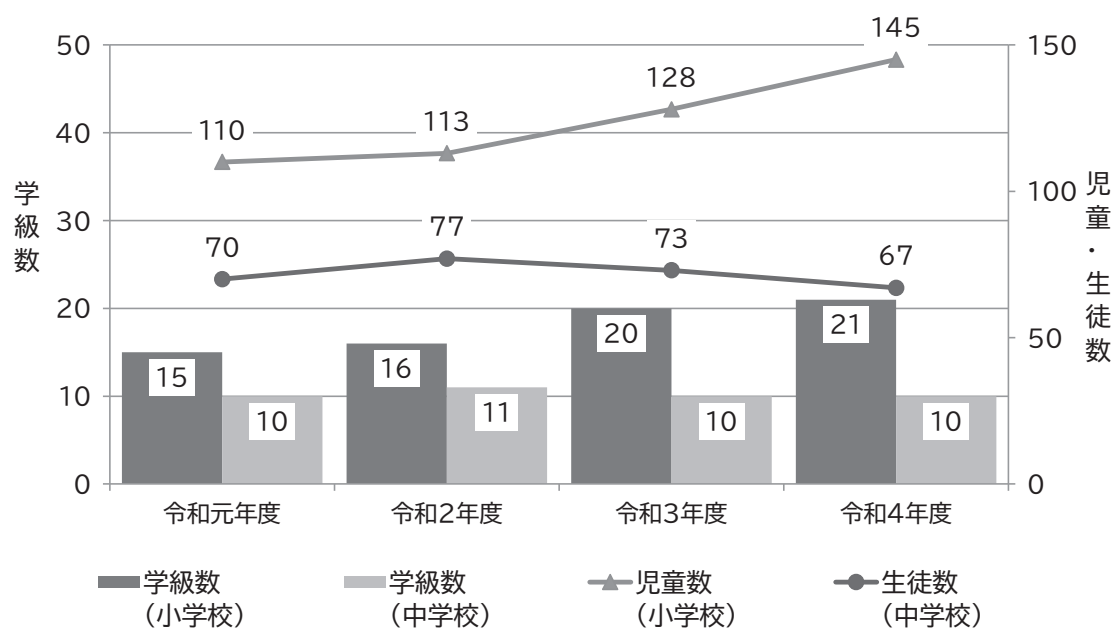


(6) 子どもが安心して学ぶことができる教育環境の整備（関連施策▶施策4）

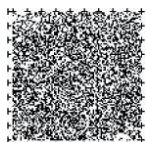
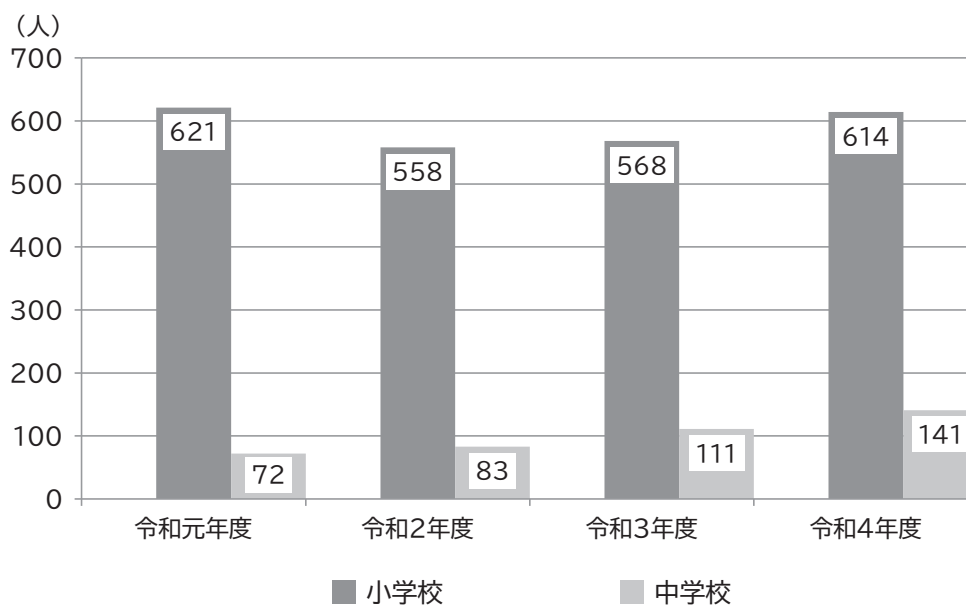
1) 特別支援教育を受けている児童・生徒の推移

知的障害・発達障害等により、特別な支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

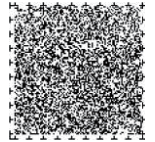
○知的障害特別支援学級在籍者数・学級数



○校内通級教室利用者数





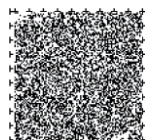
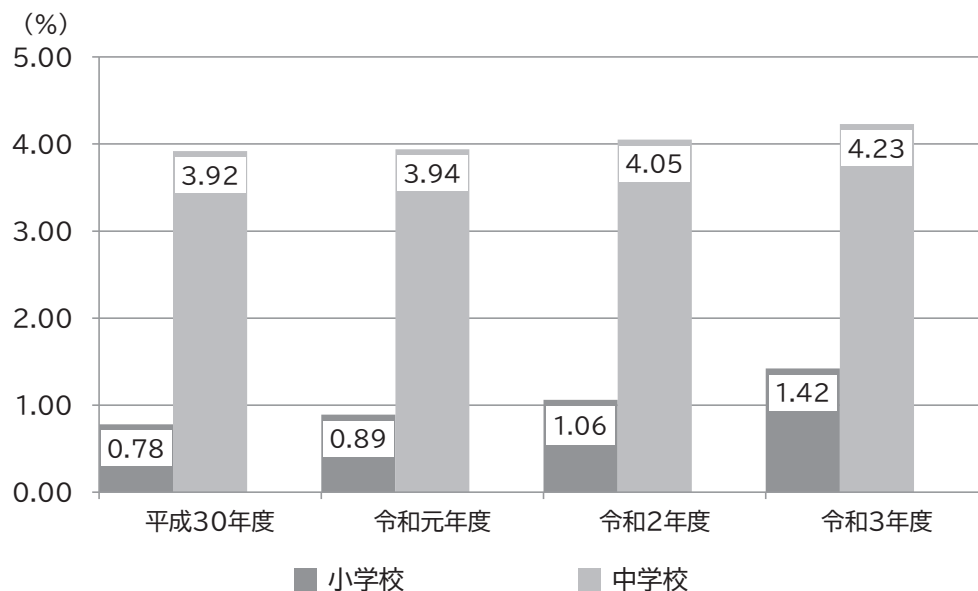


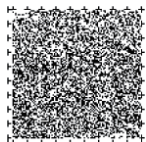
## 2) 不登校児童・生徒の出現率

「病気」や「経済的な理由」による者を除き、学校生活上の影響などの理由により、児童・生徒の年間欠席日数が30日以上である場合を不登校として位置付けています。

近年、不登校児童・生徒の出現率は増加傾向にあります。要因・背景としては、家庭や学校における状況等が考えられています。不登校児童・生徒の心理的な不安等の要因や背景を丁寧に把握し、保護者の不安な気持ちにも寄り添いながら、丁寧な対応を行っています。

不登校児童・生徒数÷児童・生徒数×100 単位：％

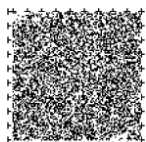
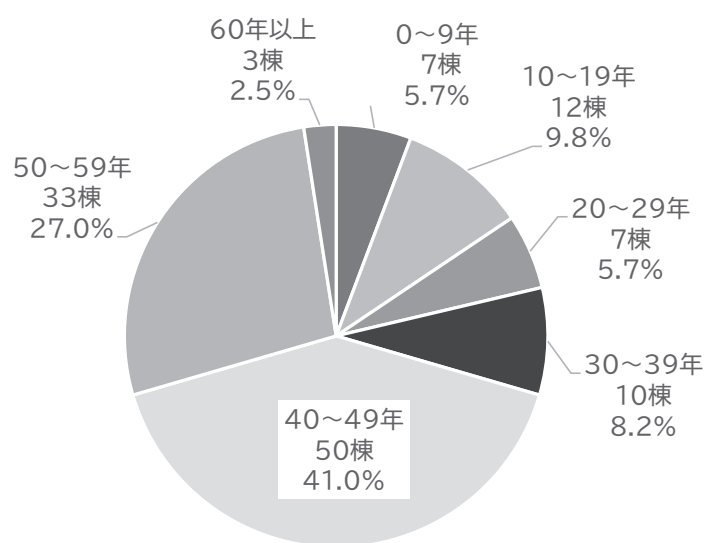


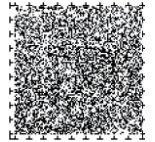


(7) 市立小・中学校主要校舎の築年数別棟数（令和4年4月1日時点）

（関連施策▶施策7）

調布市公共施設建築物維持保全計画では、学校施設の構造躯体の計画更新年数を65年としています。現状では、築後50年以上経過した施設が36棟で全体の約29.5%、40年以上経過した施設を含めると86棟で約70.5%であり、今後、一斉に更新期を迎えることとなります。





### 3 関連する市の計画等

#### (1) 調布市教育大綱

##### 1) 策定の経緯

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられました。

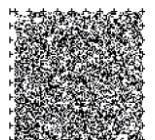
調布市教育大綱は、調布市子ども条例の基本理念を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して、平成27年度から平成30年度までの4年間を期間として策定されました。その後、平成31年3月に、後期基本計画や教育プラン等と整合を図りつつ、市政を取り巻く状況や社会潮流の変化等を踏まえた、必要な時点修正を行うため、調布市教育大綱<第2期>が令和元年度から令和4年度までの4年間を期間として策定されました。

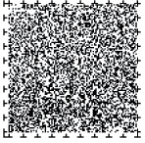
その後、令和5年3月に、前期基本計画(令和5年度～令和8年度)、教育プラン(令和5年度～令和8年度)等と整合を図りつつ、市政を取り巻く状況や社会潮流の変化等を踏まえた、必要な時点修正を行うため、調布市教育大綱<第3期>(令和5年度～令和8年度)が策定されました。策定にあたっては、市の教育の現状と将来の展望について、市長部局と教育委員会とが緊密に連携するため、総合教育会議における議論等を行いました。

##### 2) 期間

年度 計画等	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
基本構想	新たな調布市基本構想(8年間)							
基本計画	前期基本計画(4年間)				後期基本計画(4年間)			
教育プラン	教育プラン(令和5～令和8年度)				教育プラン(令和9～令和12年度)			
市長任期								
教育大綱	教育大綱(令和5～令和8年度)				教育大綱(令和9～令和12年度)			

年度 計画等	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
基本構想	調布市基本構想(平成24年6月19日議決・策定)									
基本計画	前期基本計画(施策・行革プラン)					後期基本計画				
	修正基本計画									
教育プラン	教育プラン (平成27～平成30年度)					教育プラン (令和元～令和4年度)				
市長任期										
教育大綱	教育大綱 (平成27～平成30年度)					教育大綱 (令和元～令和4年度)				





## (2) 調布市子ども条例

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現を目指して平成17年4月1日に施行しました。

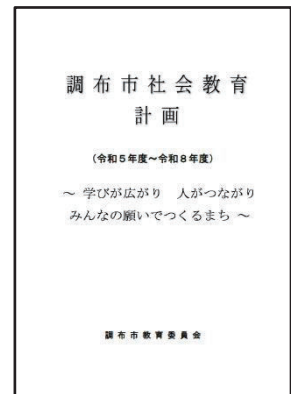
条例では、子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っていることとして、家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割などを謳っています。

調布市ではこの条例に基づき、子育て家庭に対し様々な支援を行っています。

## (3) 調布市社会教育計画

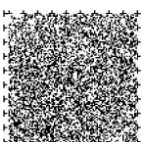
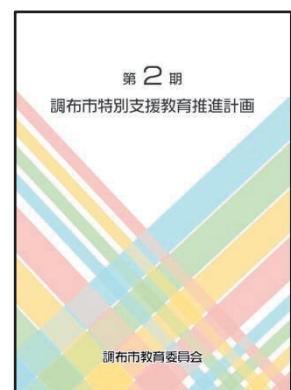
これまでの調布市社会教育計画の取組を踏まえ、人生100年時代・Society 5.0に向けた対応や様々な理由で困難を抱える人への理解の醸成など、今後の調布市の社会教育環境を取り巻く課題に対応するため、令和5年2月に策定しました。計画では、調布市の社会計画が目指す将来像を「学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち」として掲げ、「3つの原則」、「3つの立場」を基本理念として位置づけています。

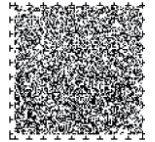
学びが広がり、人の輪を広げていくようなまちを目指して、多くの市民が参画できる社会教育の環境を整備するとともに、地域の課題を見つけ、市民が相互に学び育ち合う社会を目標に、市民と行政が将来像を共有し、ともに実現に向けて取り組むこととしています。



## (4) 第2期調布市特別支援教育推進計画

共生社会の充実に向けてすべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、令和5年2月に策定しました。計画では、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方とし、市の特別支援教育の基本理念である「どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します」の具現化に向けた特別支援教育の推進をさらに充実することを目的としています。





## (5) 教育に関わる国や都の政策動向

### 1) 第3期教育振興基本計画（平成30年度から令和4年度）

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。当計画は第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものとなっています。教育政策を推進するにあたり「今後の教育政策に関する基本的な方針」を以下のように掲げています。

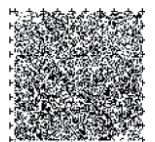
- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

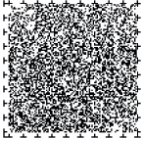
第3期教育振興基本計画は、令和4年度までの計画期間であるため、令和4年2月7日に文部科学大臣から、次期教育振興基本計画策定に向けた諮問がなされました。2040年以降の社会を見据え、改正教育基本法の基本理念、国内状況や国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針などの観点から諮問がなされ、令和5年度から令和9年度の計画策定に向けた審議が進められています。

### 2) 学習指導要領

平成29年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂され、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂されました。令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で、令和4年度からは高等学校で実施されています。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントに知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」が示されています。知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理することとしています。また、教育内容の主な改善事項として「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」について考え方が整理されています。





### 3) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)

中央教育審議会は令和3年1月26日に「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」を取りまとめました。

今後の方向性として「全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障 ②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障 ③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく」ことなどが示されています。

### 4) 東京都教育ビジョン(第4次)

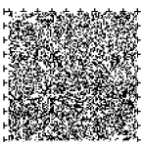
東京都は、平成31年3月に東京都教育ビジョン(第4次)を策定しました。同ビジョンでは、次代を担う子供の姿として「情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供」がかかげられています。

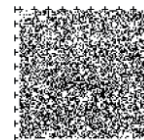
今後5年間の施策展開の方向性を示した“羅針盤”として12の「基本的な方針」を設定し、支える教育と伸ばす教育、都立高校改革、働き方改革等が新たに位置付けられました。また、30の「今後5か年の施策展開の方向性」を設定し、今後の事務事業の推進につながる「主な施策展開」が示されています。

### 5) 東京都教育施策大綱

東京都は、令和3年3月に東京都教育施策大綱を策定しました。同大綱では、これまでの大綱の考え方や改革の流れを受け継ぎながら、今ある危機を乗り越え、明るい未来を切り拓き、新しい時代の教育を確立していくための基本的な方針を示しています。

東京の目指す教育として、「誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を掲げ、その実現に向けて行う教育を「東京型教育モデル」と定め、「意欲を引き出す学び」「社会全体に支えられた学び」「ICTを活用した学び」の「3つの学び」を組み合わせた学習を進めるとしています。



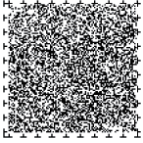


## 4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書に基づく前期プランの達成度は以下のとおりとなっています。

施策	主要事業	目標達成度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施策1	豊かな心の育成				
	1 命の教育の推進	A	B	B	B
	2 人権教育の推進				
	3 道徳教育の推進				
	4 体験活動の推進				
施策2	確かな学力の育成				
	5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成	B	A	A	A
	6 ICT機器の整備・活用と情報教育の推進				
	7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進				
	8 学校図書館の活用推進				
施策3	健やかな体の育成				
	9 体力向上への支援	B	B	B	B
	10 食育の推進				
施策4	個に応じたきめ細かな支援				
	11 特別支援教育の推進	A	A	A	B
	12 不登校児童・生徒への支援				
	13 いじめ、虐待の防止と対応				
	14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実				
	15 児童・生徒の貧困への対応				
施策5	魅力ある学校づくりの推進				
	16 地域人材等を活用した教育の充実	A	A	A	A
	17 特色ある教育活動の推進				
	18 教職員の指導力・人権意識の向上				
	19 学校における働き方改革の推進				
施策6	安全・安心な学校づくりの推進				
	20 食物アレルギー対策の推進	S	A	B	B
	21 安全教育の推進				
	22 児童・生徒の安全確保の推進				
施策7	学校施設整備の推進				
	23 老朽化・長寿命化対策等の推進	A	A	A	A
	24 不足教室への対応				
	25 快適な教育環境の整備				
施策8	青少年の育成				
	26 家庭教育への支援	A	B	B	B
	27 地域で活躍できる人材の養成				
	28 青少年交流・体験事業の推進				
施策9	生涯学習社会への対応				
	29 市民、社会教育団体等の活動への支援	A	A	B	A
	30 障害のある方の社会体験活動への支援				
	31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進				
	32 市民の読書・調査活動への支援				
施策10	地域ゆかりの文化の保存と継承				
	33 史跡・文化財の保存及び活用	A	A	A	A
	34 地域ゆかりの文化を生かした事業の展開				





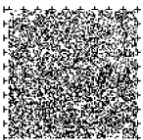
## 5 プランの策定経緯

### (1) 調布市教育プラン策定検討委員会の開催

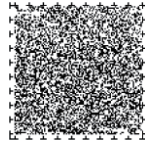
開催日	議 事
第1回 令和4年6月22日(水)	1 教育長あいさつ 2 委員紹介 3 委員長・副委員長の選任 4 事務局説明 5 質疑, 意見交換等 6 次回日程等
第2回 令和4年8月24日(水)	1 情報共有 2 事務局説明 3 グループワーク 4 次回日程等
第3回 令和4年9月16日(金)	1 情報共有 2 事務局説明 3 グループワーク 4 次回日程等
第4回 令和4年10月19日(水)	1 事務局説明 2 グループワーク 3 次回日程等
第5回 令和5年1月23日(月)	1 事務局説明 2 質疑, 意見交換等 3 今後の予定等

### (2) パブリック・コメントの実施等

- 1) 意見の募集期間 令和4年11月21日(月)～12月20日(日)
- 2) 周知方法 市報令和4年11月20日号及び12月5日号及び市ホームページ, 市公式Twitter
- 3) 資料の閲覧場所 教育総務課(教育会館4階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, 教育会館1階
- 4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで調布市教育委員会教育部教育総務課まで提出
- 5) 意見提出件数: 35件(14人)
  - <提出意見の内訳>
  - 全般に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
  - 第1章「調布市教育プランの概要」に対する意見・・・・・・・・・・・・ 2件
  - 第2章「施策の展開」に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31件
  - 第3章「教育プランの推進にあたって」に対する意見・・・・・・・・・・ 0件
  - 「資料編」に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件



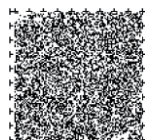


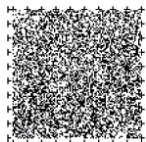


## (3) 調布市教育プラン策定検討委員会委員名簿

委員氏名	委員区分	
神永 典郎 ◎	白百合女子大学 人間総合学部初等教育学科 教授	学識経験
小川 克久	調布市公立学校PTA連合会（小学校）	市民
早坂 寿晃	調布市公立学校PTA連合会（中学校）	
塚松 美穂	地域学校協働本部（小学校）	
堀 英樹	地域学校協働本部（中学校）	
進藤 美左	NPO法人 調布心身障害児・者親の会代表	
宇治 和子	公募市民	
西牧 たかね	社会教育委員	社会教育
樋川 宣登志	調布市公立小学校長会 布田小学校長	学校
小坂 力	調布市公立中学校長会 第五中学校長	
小林 達哉 ○	教育部長	教育委員会
阿部 光	教育部次長	
所 水奈	教育部指導室長	

◎は委員長，○は副委員長





## (4) 調布市教育プラン策定検討委員会設置要綱

### 第1 設置

調布市教育プラン（以下「教育プラン」という。）の策定に係る検討等を行うため、調布市教育プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第2 所掌事項

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育プランの策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### 第3 構成

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

### 第4 任期

委員の任期は、依頼し、又は任命した日から教育プラン策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第5 委員長及び副委員長

検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうち学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

### 第7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

### 第8 庶務

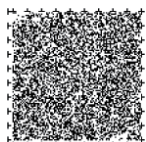
委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

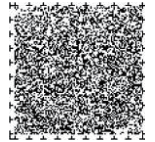
### 第9 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

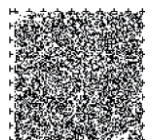
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。

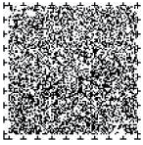




## 別表（第3関係）

- (1) 学識経験者
- (2) 調布市公立学校PTA連合会の小学校代表
- (3) 調布市公立学校PTA連合会の中学校代表
- (4) 地域学校協働本部の小学校代表
- (5) 地域学校協働本部の中学校代表
- (6) 調布心身障害児・者親の会の代表
- (7) 公募市民
- (8) 調布市公立小学校長会の代表
- (9) 調布市公立中学校長会の代表
- (10) 調布市社会教育委員の代表
- (11) 教育委員会教育部長
- (12) 教育委員会教育部次長
- (13) 教育委員会教育部指導室長





## 6 用語解説

### あ行

#### アレルギー対応ホットライン（17頁）

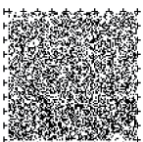
平成25年8月、調布市は、東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市と「東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書」を締結した。

9月から、病院が設ける専用PHSにより、子どもたちが通う市立学校をはじめ、学童クラブや保育園、福祉施設などを対象として、アレルギー症状発症時の対応に関する相談や救急搬送の受入れに対応いただいている。

なお、ホットラインは、食物アレルギーに特化したものではなく、例えば、ハチや薬によるアナフィラキシー等も含むアレルギー全般を対象としている。

#### 「いのちと心の教育」月間（7頁）

調布市では、12月10日の世界人権デーに合わせて、毎年12月を調布市「いのちと心の教育」月間と定めている。いのちの大切さを伝える校長講話、道徳科等における「生命尊重」を扱った授業の実施等の取組を通じて、児童・生徒が自他の生命を尊重する心情や他者との違いを理解し、互いに認め合うことについて考える機会としている。



#### 生命（いのち）の安全教育（17頁）

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に合わせた方法で身に付けるための教育のこと。

#### 「命」の授業（7頁）

調布市防災教育の日に、市内小・中学校において、児童・生徒が「防災に関する自助や共助についての授業」を通して、命の大切さや尊さなどについて考える授業のこと。

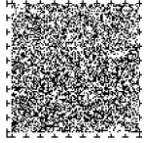
#### 医療的ケア児（16頁）

医学の進歩を背景として、NICUなどに長期入院した後、引き続き人口呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

#### LGBTQ（15頁）

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）、「Queer」（クイア、特定の枠に属さない性のあり方）または「Questioning」（クエスチョニング、自らの性のあり方を決めない人、決めない人）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を指した総称のこと。

※「Q」の解釈については諸説あり。



## オリンピック・パラリンピック教育で培った5つの資質（9頁）

- ①ボランティアマインド ②障害者理解
- ③スポーツ志向 ④日本人としての自覚と誇り ⑤豊かな国際感覚

### か行

## カーボンニュートラル（18頁）

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

## 外国にルーツを持つ子ども（9，15頁）

親の両方またはいずれか片方が外国出身者である子どものこと。

## 学校危機管理マニュアル（17頁）

学校及び学校を取り巻く地域において自然災害や犯罪、新型インフルエンザ等の感染症等の様々な危機から、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図り、柔軟に対応できるように危機管理体制等をマニュアル化したもの。

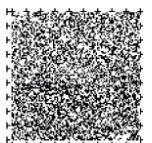
## 国史跡下布田遺跡（24頁）

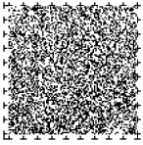
布田六丁目に所在する縄文時代晩期（約2,800年前）の集落遺跡で、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明する上で重要な遺跡として、昭和62年5月12日に国の史跡に指定された。

赤く塗られた滑車型土製耳飾（国重要文化財）をはじめとする晩期に特有な呪術的遺物とともに、石棒祭祀を物語る遺構や、有力者の埋葬施設と考えられる方形配石遺構、合口土器棺墓、配石埋甕墓などが出土している。

## 国史跡深大寺城跡（24頁）

深大寺元町二丁目に所在する戦国時代前期の平山城である。15世紀末から16世紀前半にかけて、南関東における北条氏と上杉氏の攻防の中で扇谷上杉氏によって築城された3郭からなる中世城館跡で、北条氏の改変を受けずに上杉氏系の築城技術を残す希少な城跡として、平成19年7月26日に国の史跡に指定された。平成9年から、第1郭と第2郭は都立神代植物公園の分園（水生植物園城山地区）として無料公開されている。





### 国登録文化財真木家住宅（24頁）

上石原二丁目に所在する明治後期の和館洋館併存住宅で、平成12年4月28日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。明治43年頃、真木長義男爵の嫡男平一郎が現在の港区白金二丁目に建築し、その後、昭和12年に多摩川左岸の景勝地であった現在地に移築された。真木男爵は旧佐賀藩士で、長崎伝習所においてオランダ海軍により海軍全般の軍事を学び、明治になり海軍中將に任じられ、日本の海軍創設に尽くした。

### 心のバリアフリー教育（7頁）

学校において、障害の有無に関わらず、交流や共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る教育のこと。

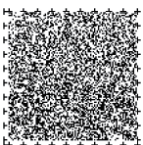
### 個別指導計画（12頁）

個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書のこと。

### コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（14頁）

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地

域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的としている。



## さ行

### CBT（9頁）

”Computer Based Testing”の略称で、「コンピュータに基づいた試験方法」のこと。従来の「紙を用いた試験方法」は”Paper Based Testing”の略称でPBTと呼ばれている。

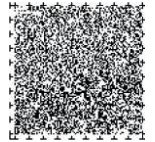
### 自尊感情測定尺度（東京都版）（7頁）

児童・生徒の自己評価により、自身が自己をどのように捉えているかを22の項目で把握する「自己評価シート」のこと。発達段階に応じて自尊感情の傾向を適切に把握するために実施する。

### シックハウス（17頁）

シックハウスとは、住宅の高気密化や化学物質を拡散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅等において、化学物質による室内空気汚染等によって居住者に様々な体調不良が生じることをいう。

調布市では、平成14年9月に、調布小学校において、ホルムアルデヒド及びトルエンが基準値を大幅に上回る状態だったのにもかかわらず、十分な対策をしないまま新校舎の使用を開始し、児童へ健康被害をきたしたことから、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を策定するとともに、対策を実効性のあるものとするべく、継続的にシックハウス対策に取り組んでいる。



### 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（13頁）

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査のこと。

### シニアリーダー講習会（20頁）

高校生学齢を対象とした講習会。ゲームやスポーツ等を通して、レクリエーション活動の企画・指導方法を学ぶことで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的としている。

### 就学援助制度（13頁）

公立の小学校・中学校等に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合、認定された方が給食費、学用品費、校外活動費、新入学準備金等の援助を受けることができる制度のこと。

### 授業改善推進プラン（15頁）

児童・生徒の学力調査から得られた学習到達度や学習に対する意識、行動様式等から組織的に指導の重点化、指導方法の改善を図り、授業の質の向上に資する計画のこと。

### ジュニアサブリーダー講習会（20頁）

健全育成推進地区委員会が地区の健全育成事業の一つとして実施している概ね小学3～6年生を対象とした講習会。レクリエーションを通して協調性や規律性を身に付けることを目的としている。

### ジュニアリーダー講習会（20頁）

中学生を対象とした講習会。他校の仲間と一緒に、ゲームや野外活動等を通して、リーダーシップを身につけることで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的としている。

### 上級救命講習（7頁）

市内小・中学校の教員を対象に実施。普通救命講習の内容に加え、傷病者管理や外傷の応急手当、搬送法等の技能を学び、教員の災害対応能力の向上を図るために実施している。

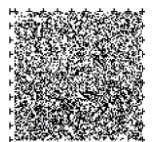
### 食育（10頁）

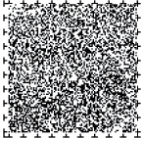
生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

### 食物アレルギー（16頁）

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことを言う。アレルギー反応により、じんましん、腹痛・おう吐、呼吸困難などの皮膚・消化器・呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。

その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味している。





### 杉の木青年教室（23頁）

市内在住で中学校特別支援学級を卒業した知的障害のある方を対象に、スポーツやレクリエーション活動などの様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する事業のこと。

### スクールカウンセラー（7, 13頁）

学校に配置している心理専門職。児童・生徒の問題行動の背景になっている不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、子どもの心の問題に関する様々な相談活動を職務としている。

### スクールサポーター（12頁）

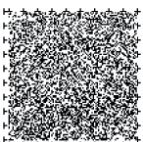
通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。

### スクールソーシャルワーカー（13頁）

不登校の児童・生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、福祉的視点から、子どもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る専門家のこと。

### 青少年交流館（21頁）

調布尋常高等小学校石原分教場で長く教鞭をとられた、故中村やす先生のご遺志をもとに建設した社会教育施設のこと。青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図ることを目的としている。



### セーフティ教室（17頁）

学校・家庭・地域社会・関係機関等と連携し、児童・生徒の非行防止、犯罪被害から守るための取組のこと。

警察署の職員等を講師として学校に招き、喫煙や万引き、薬物の有害性・依存性、乱用の危険性などの講話等を児童・生徒に対して行い、啓発を図っている。

### ゼロカーボンシティ（18頁）

脱炭素社会の構築に向けて、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロ」にすることを旨とすることを表明した自治体のこと。

### Society 5.0時代（8, 22頁）

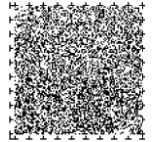
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

## た行

### 第七中学校はしうち教室（12頁）

平成30年4月に全国初の分教室型の不登校特例校として、第七中学校に開設した。不登校生徒を対象とした多様な学びの場を提供するとともに、その学びの場が、一人一人の生徒の状況を十分に把握し、充実した支援となるよう支援体制や支援内容を整備している。





### 地域学校協働本部（9，11，14頁）

地域の高齢者，成人，学生，保護者，PTA，NPO，民間企業，団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て，地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに，「学校を核とした地域づくり」を目指して，地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。地域による学校の「支援」から，地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが，「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。

### 中学校学校選択制（15頁）

調布市民が調布市立中学校に入学する場合，通学区域制度により住所地で入学する学区域の学校（指定校）が決められているが，学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば，受入れ予定人数の範囲内で入学できる制度のこと。

### 調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針（6頁）

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階においての取組等を示した基本方針のこと。平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け，平成26年3月に策定した。

### 調布市子ども・若者支援地域ネットワーク（13頁）

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づく協議会。教育，福祉，保健，医療，矯正，更生保護，雇用その他の子ども・若者に対する支援に関係する機関，団体等が連携し，社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を支援するため設置している。

### 調布市防災教育の日（17頁）

実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため，毎年4月の第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め，学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を，調布市立小・中学校全校一斉に実施している。（平成24年度から実施している。）

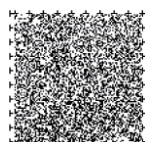
### 調布市立学校における働き方改革プラン（15頁）

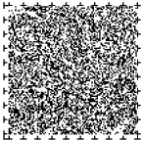
教員一人一人の心身の健康保持を実現し，教員の授業力の向上及び子どもと向き合う時間を確保できる環境の整備によって，学校教育の質の維持向上を図ることを目的とした計画のこと。平成31年1月策定し，令和5年2月改定を行った。

### 適応指導教室（12頁）

不登校児童・生徒の集団生活への適応，情緒の安定，基礎学力の補充，基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより，その社会的自立を促すことを目指す。

国は，標準的な呼称として「教育支援センター」という名称を適宜併用していることから，今後調布市においても名称変更を検討する。





### テラコヤ・スイッチ（13頁）

不登校状態にある中学生を対象に、比較的年齢に近い大学生・大学院生が「お兄さん・お姉さん」的な役割で関わり、学習へのきっかけづくりや、少人数で楽しく過ごす時間を提供する取組のこと。生徒の居場所づくり、コミュニケーション能力の育成を目指す。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

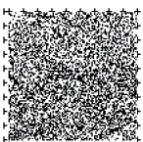
### 点検・評価（2, 27頁）

点検・評価とは、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の略。

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定された。こうした改正を踏まえ、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を毎年実施している。

### 東京教師道場（15頁）

授業研究を通して、2年間継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨く場のこと。



### Tokyoスポーツライフ推進指定地区（10頁）

東京都教育委員会が、学習指導要領及び東京都教育委員会の教育目標等に基づき、地域の実態に応じた運動習慣の定着を図るため、関係機関等との連携を踏まえた取組のモデルを全都に示し、運動習慣の定着に資する取組を推進することをねらいとして設置した地区のこと。

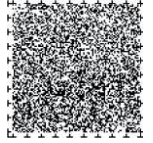
### 東京文化財ウィーク（25頁）

国の「文化財保護強調週間」に合わせて、東京都教育委員会が市区町村や民間事業者への参加を呼びかけている。11月3日の文化の日前後に、通常は公開されていない文化財をはじめとして都内全域で様々な文化財を公開する「公開事業」や、文化財めぐりや特別展、講座などを行う「企画事業」がある。

### な行

### のびのびサークル（23頁）

特別支援学級や特別支援学校の在籍者・卒業生で知的障害のある方を対象に文化活動やスポーツ、レクリエーション活動などの様々な社会体験の機会を提供する事業のこと。



## は行

## 令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」(24頁)

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定が整備された。

法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくことが定められた。また、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館や地域と連携し、文化観光やその他の活動で地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とした。

## 普通救命講習(7頁)

小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に実施している。心肺蘇生や自動体外式除細動器(AED)の使用方法等の技能を学び、自助・共助の力を身に付けることを目的としている。

## 不登校児童生徒支援プロジェクト SWITCH(13頁)

不登校児童・生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童・生徒支援個別票への助言、テラコヤ・スイッチなどに取り組んでいる。

## ふれあい月間(13頁)

児童・生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間(6月、12月、2月)のこと。

## 文化観光(25頁)

博物館法第3条第3項では、「有形又は無形の文化的所産その他文化に関する資源(以下「文化資源」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。」と規定されている。

## ま行

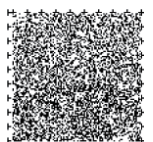
## メンタルフレンド(13頁)

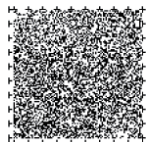
比較的年齢の近い大学生・大学院生を学校や家庭に派遣し、「お兄さん・お姉さん」的な役割で不登校状態にある児童・生徒をサポートすることにより、子どもの精神的な成長や回復を目指す取組。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

## や行

## 八ヶ岳少年自然の家(21頁)

山梨県北杜市、雄大な八ヶ岳山麓の豊かな自然の中にあり、青少年団体の集団宿泊生活による教育の場として利用できるだけでなく、一般の方も利用できる社会教育施設のこと。





### 遊 i n g (23頁)

市内特別支援学級に在籍する知的障害のある児童・生徒を対象に、文化活動やスポーツ、レクリエーション活動など、様々な社会体験をすることを目的とした活動のこと。

### レクリエーション講習会 (20頁)

高校生学齢以上を対象とした講習会。レクリエーションを行うための知識や技術を学習することを目的としている。

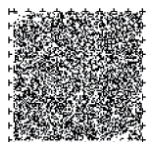
## ら行

### (学校図書館における) レファレンスサービス (9頁)

学校図書館において、児童・生徒が読書活動や学習活動で必要とする図書の調べ方の案内や参考図書を提供し、知りたい情報や情報源を探す支援をすること。

### レファレンスサービス (9, 23頁)

調べ方の案内や文献の提供など、利用者が情報や情報源を見つけることを支援するサービスのこと。





## 7 調布市教育プラン策定検討委員会からの報告

令和5年2月15日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正治 様

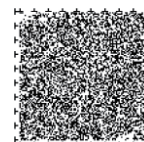
調布市教育プラン策定検討委員会

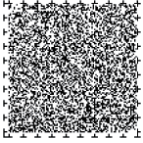
委員長 神永 典郎

### 次期「調布市教育プラン」(案)について

このことについて、令和4年6月22日から令和5年1月23日まで、全5回にわたり調布市教育プラン策定検討委員会を開催し、議論・検討を行った結果、次期「調布市教育プラン」(案)をとりまとめましたので報告いたします。

また、調布市教育プラン策定検討委員会委員が本プランに策定に関わった中での所感や本プランに込めた想いについて添付いたします。





《調布市教育プラン策定検討委員会委員から》

◆委員

検討委員会では、これからの社会を担う子供を育成する学校教育の充実に関することに留まらず、“市民一人ひとりが豊かな学びを実現できるまち調布”に向けて、生涯に渡って学び続けることができる学習環境の整備や活動の推進等について5回に渡って議論を重ねてきました。

今回で4度目となるこの教育プランでは、調布市教育委員会の教育目標に基づく5つの基本方針に対応する10の施策を策定し、その主要事業34について、具体的な事例や課題への対応を確かめながら検討してきました。

会議の持ち方も工夫し、教育プランの方向性を全体会議で検討・確認するとともに、教育に関わる各委員の立場からより具体的に現状や課題を検討できるようグループワークを設けて意見を出し、教育委員会事務局には、それらを反映させるための原案修正にご努力いただきました。

プランが実行される4年間に期待するとともに、今後4年間の取組を見守っていきたいと思います。

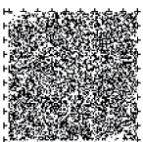
◆委員

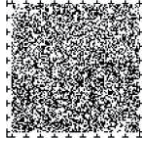
今回、委員のお話をいただき、保護者を代表して行政に対してしっかりと意見を言わせていただくという決意を持って委員をお引き受けしました。

意見を述べるにあたっては、それぞれの内容を自分事として捉え、できるだけ具体的な発言をすることを心掛けました。他の委員の皆さんも、本当に真剣に、子どもたちのことを思いながら議論されていた印象を受けました。事務局には、プランに多くの意見を反映していただき、感謝申し上げます。

学習面、生活面の両方で、多様な子どもたちへのきめ細かな対応が学校に求められています。その実現のためには、教員が子どもとしっかり向き合うことが重要であり、そのためには、教員自身の心と体のゆとりが不可欠です。

全てを学校任せにするのではなく、保護者や地域が学校と共に考え、未来を担う子どもたちを育てていく。今回のプランが、そんな仕組み作りの土台になることを願っています。





## ◆委員

この度、調布市教育プラン策定検討委員会へ小中学生の子を持つ保護者のひとりとして参加させていただきました。

まずは、私たち現役世代の声を拾うため本委員会へお招きくださったこと、私にとっては難しい部分においても丁寧な説明で理解を与えてくださり、調布市教育プランへ反映していただいたことに心より感謝申し上げます。

学校教育に対して、普段から広く携わっておられる他の委員の皆様とは違い、私たち保護者の多くが教育プランの存在を知らずに自分の子と周りの環境を基準、または目安にして関わっていることだと思います。興味を持つ部分やその関心度、それぞれ家庭内の事情によっても関わり方は様々ですが、この調布市教育プランは、今の時代への配慮から現代社会が抱える問題にも触れ、多くの市民の声も反映された、調布市と学校が幅広く細部に至るまで子育ての基準、目安を加えた、共に寄り添った形になっていると思います。

今後は、調布市教育プランの周知と活用に役立てるよう、策定検討委員会の一員としての誇りを胸に活動していきたいと思っています。

## ◆委員

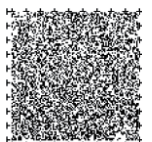
社会と未来をつくるのは子どもたちだからこそ公教育の重要性を日頃から感じ、微力ながら学校での協働活動に携わっています。委員会議のたびに、様々な立場の大人が調布の教育について互いの意見に耳を傾けて論じ合う、その時間は非常に尊く、未来への希望を感じました。教育プランの施策は、学校から社会まで多岐にわたりますが、私は保護者として、また教育現場にかかわる大人として、子どもは皆「幸せに生きていくため」「他者と共生するため」に学ぶのだと考えています。そのために今の彼らに必要な教育は何か、必要な支援は何か、そして見聞する学校現場の課題について主に意見を述べました。委員の皆様との意見交換は、私にとっても大変貴重な経験でした。学校や市民の声を反映し、丁寧に言葉を選び紡がれたこの教育プランが、調布市の教育行政の支えとなって、掲げた施策が実施されていくことを期待しています。

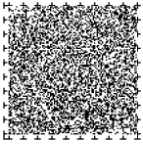
## ◆委員

時代が移り、児童や生徒、そして我々を取り巻く環境は常に動いています。そんな中であって、調布の教育への取り組みが大きく変化する令和5年度。今回策定した教育プランは、これまでも増して、未来を創ることに寄り添い支えになるもので在るようにと考え、委員会に臨みました。

しかし、どんなに想像力を働かせ、どんなプランを作ろうとも、想定外の事象は必ず起こります。そんな時、児童や生徒たちが、我々の考えを軽々と超えしなやかに自分たちの時代を創ってくれることを心から願います。同時に、我々が、児童や生徒にミライノカタチを見せられるような者で在ることを、切望します。

共に考え、チャレンジし続けましょう。





## ◆委員

前回に引き続き委員をつとめさせていただきました。四年前と今とではコロナ禍が最大の変化で、全員にタブレットやChromebookが貸与される中、ICT教育の必要性が高まった印象です。同時に不登校の増加など新たな課題もあります。今回の計画では、ひとりひとりを大切にする教育を目指し、特別支援教育や不登校対策、さまざまな家庭環境のお子さんへの支援やヤングケアラーにも焦点をあて、同時に、教員の働き方改革やコミュニティスクールにも取り組もうとされている意気込みを感じました。会議では、二つに分かれてのグループ討議だったので発言しやすく、学校現場やコミュニティスクール導入に尽力されている方々のお話もうかがうことができ、たいへん勉強になりました。最初はそれぞれ別々の分野から参加した委員が、「子どもたちのため」という共通の思いでチームを組んで、教育プランをつくり上げてきました。参加させていただけて、チームの一員になれたことに感謝しております。

## ◆委員

今回、初めて調布市教育プラン策定検討委員会に参加させていただきました。

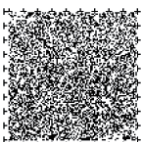
委員の皆様方の子供達にむける熱意と「教育プラン 案」の読み込みの深さに先ずはびっくり。言葉の一つ一つを大切に、何度も意見を述べ合い最終的にふさわしい言葉にしていく、きめ細やかな会議でした。このように多くの方の話し合いの中から、より良い教育プランが策定されていくのだと感じました。そんな中で、私は戸惑うことばかり。先輩の検討委員の方に相談をして、アドバイスをいただきながらなんとかやっつけられました。

調布市の教育プランに検討委員として参加させていただき、自分にとっても改めて考える良い機会となり勉強になりました。

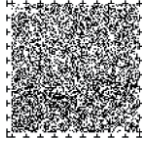
教育プランを核として、子供、保護者、学校そして地域住民が一緒になって、いつまでも、住みやすい調布に繋がっていくことを願っています。

## ◆委員

教育プラン策定にあたり、心に留めていたことは「先生が大事にされなければ、子どもたちを大事にすることはできない」という想いでした。コロナ禍で、子どもたちも保護者も、これまでにない厳しい状況下に置かれています。一方で教員の多忙と精神的なストレスという労働環境の改善は、待ったなしの状態まで来ています。子どもたち一人一人を大切にする教育と先生の働く環境を整えることを対立的に捉えるのではなく、それを同時に実現するにはどうしたらいいのか、検討会議の中で、その難しい問いの答えを探し続けてきました。「教員が担うべき業務に専念できる環境の確保」(P.15)という言葉が、施策として具体的に実行することこそがその答えだと思います。学校教育の中で子どもたちが学ぶ楽しさを知ることは、生涯に渡り学び続ける意欲に繋がります。学校教育と社会教育が呼応しながら、誰もが希望を持って成長できる道が広がること、それが私の願いです。







## ◆委員

感染症にともなう不自由な生活、戦争にかかわる社会不安、そして物価高による生活の困窮など、わたしたちを取り囲む状況は楽観できるものではありません。この時代を、そして次代を生きる子どもたちのための学校教育、生涯にわたる社会教育はどうあるべきか。少しでもよいプランにしたいと願い、様々な立場の委員のみなさまと話し合うことができました。そして、それぞれの委員の真摯なご意見に感銘を受けました。

このプランでは、最先端の教育やIT技術などに対応することだけでなく、弱い立場の子どもたちの学びをどう支えていくかという視点についても向き合いました。完璧なものではないと思いますが、これからの調布の施策に生きることと信じます。

委員のみなさま、教育委員会のみなさまに深く感謝申し上げます。

## ◆委員

未来予測が難しい社会の中、未来の作り手である子供たちのために、現状に沿った教育プランが望ましいと考えておりました。

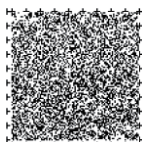
また、中学校では新しい学習指導要領に基づく教育活動が本格実施されて2年目の年でもあります。「社会に開かれた教育課程」の実現のために、子供たちの現状と目指す姿を比較し、様々な立場の方々と意見交流しながら作成していくことが大切と思っておりました。

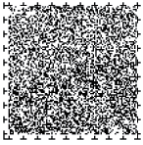
子供たちや調布市の実態に沿った、また、多くの立場の方々の思いのこもった教育プランの作成に携われて、大変光栄と感じています。

## ◆委員

今回の調布市教育プランは、策定に至るまでに検討委員会が5回開催されました。委員会ではグループ討議の場面が多くありましたが、各委員それぞれの専門的立場から出された意見を共有した上で、メンバー全員が「児童・生徒、青少年にとって何が大切か」を第一に考え、全体として熱心な議論が行われた結果、学校教育・社会教育の両分野について、充実した内容になったものと思います。

毎回事務局から膨大な資料が事前に送付されたにもかかわらず、うんざりするどころか、時間をかけて丹念に読み込み、建設的な議論を展開してくださった委員の皆様には、感謝の言葉しかありません。本当にありがとうございました。皆様の期待に応えるべく、教育委員会は各事業に全力で取り組みます。引き続きのご理解・ご協力をお願いいたします。





◆委員

令和5年度から始まる新たな教育プランの策定にあたっては、これまでの教育プランの取組を踏まえつつ、国や東京都の動向、教育を取り巻く現状や課題なども踏まえ、より実行性のあるプランとなるよう、グループ討議を取り入れながら検討を重ねてまいりました。

令和に入り、子どもたちを取り巻く教育環境は、目まぐるしいスピードで日々変遷しています。GIGAスクール構想をはじめとした1人1台のタブレットの導入をはじめ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進、コミュニティ・スクールの導入や中学校部活動における地域連携など、取り組むべき課題は山積しています。

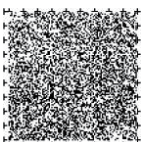
今回のプランは、そうしたことを的確に捉え、調布市の教育環境を取り巻く喫緊の課題にも迅速に対応していけるプランになったと思っています。

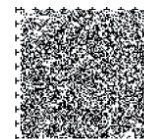
「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させながら、子どもたちの健やかな成長につながるよう、保護者や地域、関係機関の皆さまと連携・協力し、プランの着実な推進に努めてまいります。

◆委員

今回は、依然として続く新型コロナウイルス禍の中での改訂でした。この新たな感染症は、未曾有の全国一斉臨時休業をもたらした一方で、学校そのものの意義や役割、予測困難な未来を生きる子どもたちにとっての真に必要な力について、社会全体が改めて問い直すきっかけにもなりました。本プランの検討においても、各委員がそれぞれの立場から子どもの成長と未来を中心に本音で話し合い、その1つ1つの声が策定へとつながっています。このことは、今、求められている「社会総掛かりで子どもを育てる」「社会に開かれた教育課程」を具現化した姿の1つであったと実感しているところです。

新たな教育プランは、令和5年4月から展開されます。奇しくも国の「こども基本法」も同じ4月からの施行です。どちらも基本理念としている子ども中心・子ども主体の教育を実現するべく、保護者や地域、関係機関の皆様と思いを一つに、教育行政として着実に取り組んでまいります。





刊行物番号  
2022-158

---

## 調布市教育プラン（令和5年度～令和8年度）

発行日 令和5年2月  
発行 調布市教育委員会  
教育部 教育総務課  
〒182-0026 調布市小島町2-36-1  
Tel 042-481-7465

---

